

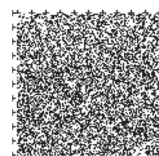
昭和町 第4次地域福祉計画

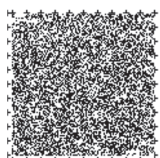


令和5年3月
昭和町

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	地域福祉、地域福祉計画とは	1
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定体制	4
第2章	昭和町の現状	5
1.	人口・世帯の状況	5
2.	高齢者の状況	10
3.	障がいのある人の状況	13
第3章	アンケート調査の結果	14
1.	調査の概要	14
2.	調査結果	15
第4章	本町の地域福祉の課題	24
第5章	計画の方向	26
1.	本町の目指す姿（基本理念）	26
2.	基本方針	29
3.	計画の体系	30
第6章	施策の展開	32
1.	【基本方針1】協働の人づくり	32
2.	【基本方針2】いきいきとした暮らしを支える基盤づくり	37
3.	【基本方針3】参加しやすい仕組みづくり	42
4.	【基本方針4】安心して地域で暮らせる環境づくり	47
第7章	計画の推進	51
1.	協働による計画の推進	51
2.	計画の普及・啓発	51
第8章	資料編	52
1.	昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱	52
2.	昭和町厚生事業計画策定懇話会委員名簿	53
3.	計画策定の経過	54





本計画書は、弱視の方、また明るい場所などでまぶしくて文字を認識しづらいなどの際にも読みやすい「UD(ユニバーサルデザイン)フォント」を使用しています。
また各ページの両面には音声コードを添付しています。

※音声コードは、視覚に障がいのある人にも計画内容をご理解いただけるよう、スマートフォンのアプリでコードを読み取ると音声で文字を読み上げるものです(内容に応じて要約しているページもあります)。

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年3月に「昭和町第3次地域福祉計画」を策定し「みんなで支え合い、安心して、いきいきと暮らせる昭和町」の理念を実現するため、地域福祉の推進に努めてきました。

近年、急速な少子高齢化の進行や、人の暮らし方、雇用・就労形態、働き方の変化など、社会の多様化に伴って、地域における人と人との結びつきの希薄化が進み、地域でお互いに助け合う機会の減少、子どもの貧困問題、社会的な孤立など、新たな地域課題が生じてきています。

社会は、公助、共助、自助で成り立っていると言われますが、高齢者や障がい者、子育て世帯など、福祉に対する地域のニーズが複雑化・多様化してきており、地域での共助による問題解決が困難になってきています。

これからも、町民の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、地域社会が一体となって支え合う仕組み作りが必要であるとともに、地域で暮らす一人ひとりの、互いに支え合う気持ちと行動が大切になります。

また、令和元年から新型コロナウイルス感染症が全世界的に拡大しており、本町にも多大な影響を及ぼしています。このような稀に見る困難な事態は、地域福祉活動のあり方、経済的困窮への支援、雇用の維持など、従来の方法では解決が困難な新たな社会問題を生み出します。今後もあらゆる事態を想定し、対策を講じる準備を進めていきます。

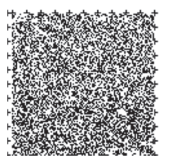
行政による支援に加えて、民間を含めた関係機関や関係団体などが協力し合い、それぞれが地域福祉の担い手となって、地域を支えていく必要があります。

そのため、本町では、地域福祉の現状と課題を踏まえ、ここに令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「昭和町第4次地域福祉計画」を策定し、これからの本町の地域福祉の方向性を定め、一層の地域福祉推進に努めていきます。

2. 地域福祉、地域福祉計画とは

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす誰もが、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア団体、地域の事業所、行政機関など様々な人達が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。特に、人と人とのつながりを中心に、支援が必要な人達の社会参加の促進が求められています。そのためには、地域住民やボランティア団体、地域の事業所などが行政機関と協力し、それぞれの役割を担いながら、よりよい方策を見つけ出していくことが重要となります。



(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として、市町村における地域福祉推進の基本的指針を定める計画です。

地域における様々な課題の解決に向けた取り組みの方向性や考え方を示し、地域住民の意見を十分に反映させ、今後5年後、10年後を見据えた目指すべき「理念」を示すとともに、「理念」を実現するための「仕組み」を築き、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる計画です。住み慣れた地域で住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉事業所、行政などが一体となって支え合い、助け合いながら、安心して暮らしていけるような地域社会を目指します。

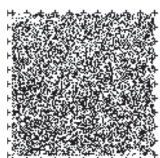
また、地域福祉計画で掲げられた理念の実現と地域福祉推進のために、主要な役割を担うのが社会福祉協議会となります。社会福祉協議会では、地域福祉活動計画(実施計画)を策定します。

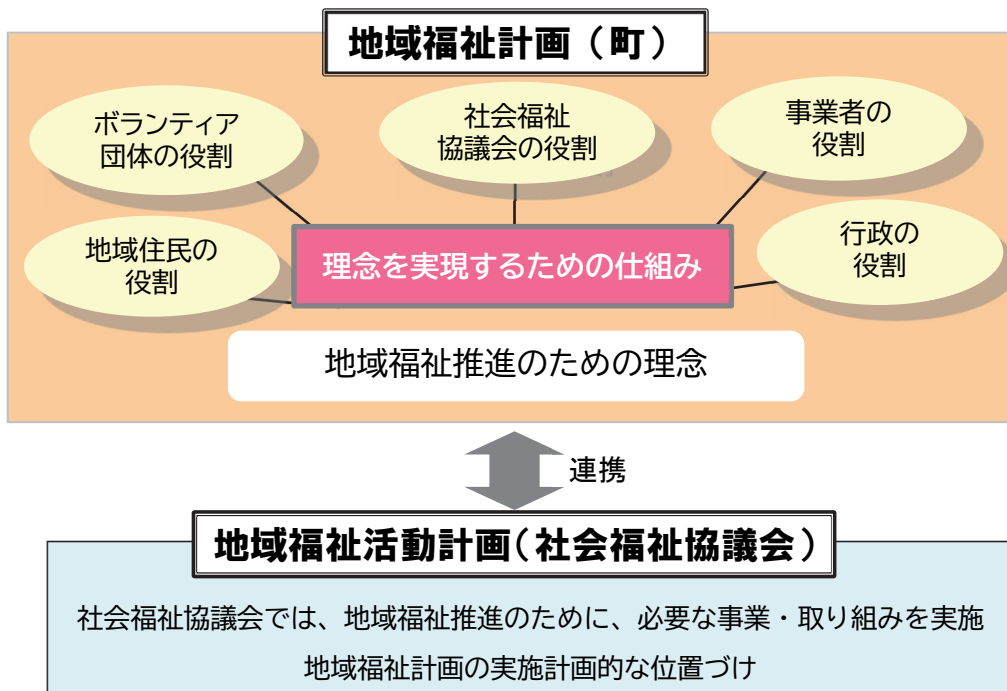
社会福祉法第107条

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

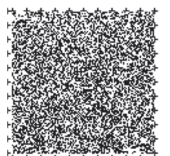
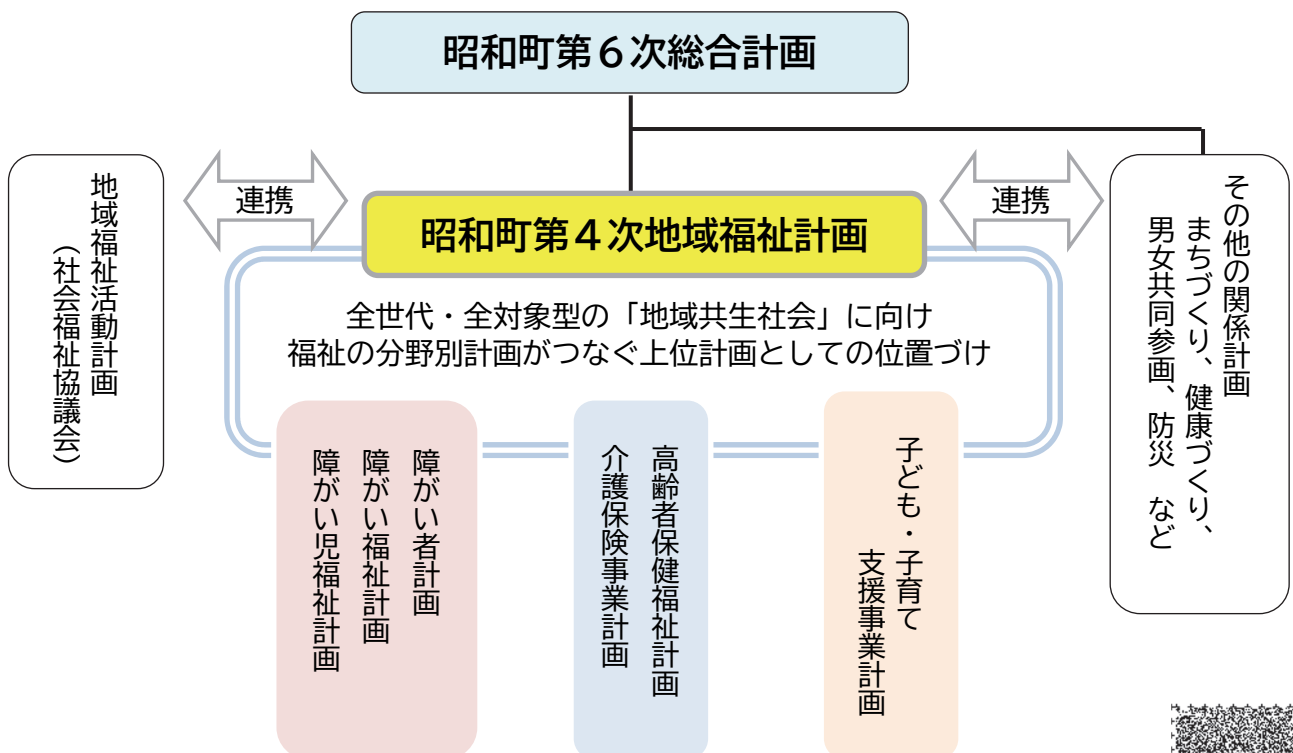
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項(包括的な支援体制の整備に関する事業)
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。





3. 計画の位置づけ

昭和町では、「昭和町第6次総合計画」に基づいてまちづくりを進めています。「昭和町第4次地域福祉計画」は、この総合計画を上位計画として「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の地域福祉計画を横断的につなぐとともに、その他の関連計画とも整合性をとりながら、施策の方向と具体的な取り組みを示していきます。



4. 計画の期間

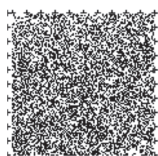
本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても法律や制度の改正などにより、計画の見直しが必要となった場合は、適宜見直しを行います。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
第6次総合計画(平成 28～令和 7 年度)									
第3次地域福祉計画 (平成 30～令和4年度)					第4次地域福祉計画 (令和5～令和9年度)				
第8次高齢者保健福祉計画 (平成30～令和2年度)			第9次高齢者保健福祉計画 (令和3～令和5年度)			第10次高齢者保健福祉計画 (令和6～令和8年度)			
第7期介護保険事業計画 (平成30～令和2年度)			第8期介護保険事業計画 (令和3～令和5年度)			第9期介護保険事業計画 (令和6～令和8年度)			
第4次障がい者計画 (平成 29～令和3年度)				第5次障がい者計画 (令和4～令和8年度)					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成 30～令和2年度)			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3～令和5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6～令和8年度)			
	第2次子ども・子育て支援事業計画 (令和2～令和6年度)								
	第3次地域福祉活動計画(社会福祉協議会) (令和2～令和6年度)								

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識、地域活動の実態、地域での支え合いの状況、昭和町の現状や課題などを把握するため、昭和町民を対象にしたアンケート調査を実施しました。また、昭和町厚生事業計画策定懇話会において、計画素案の検討を行うとともに、パブリックコメントを実施し、町民の皆さんの意見を取り入れながら計画を策定しました。



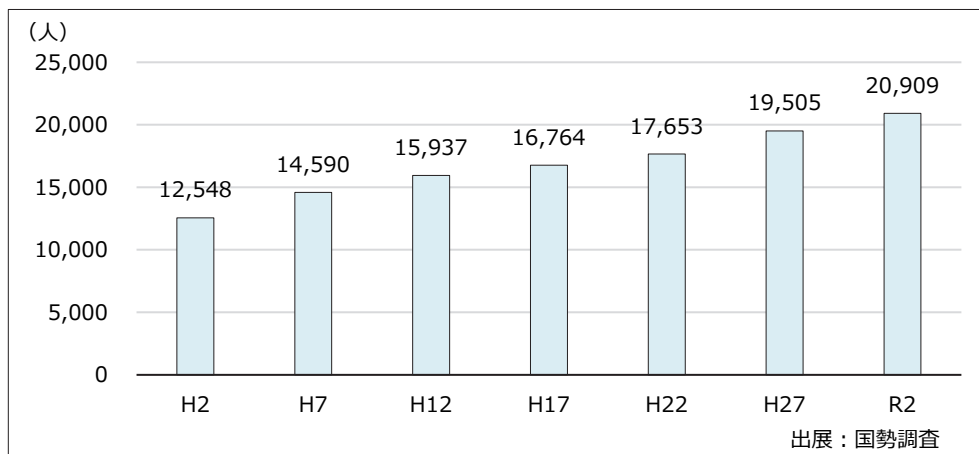
第2章 昭和町の現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 本町の総人口の推移

本町の総人口は年々増加しており、令和2年の国勢調査では20,909人となっています。平成2年～令和2年の30年間では、約8,300人の増加となっています。今後も人口は増加傾向が続くと見込まれます。

■本町の総人口の推移



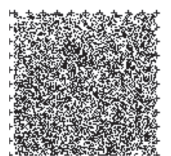
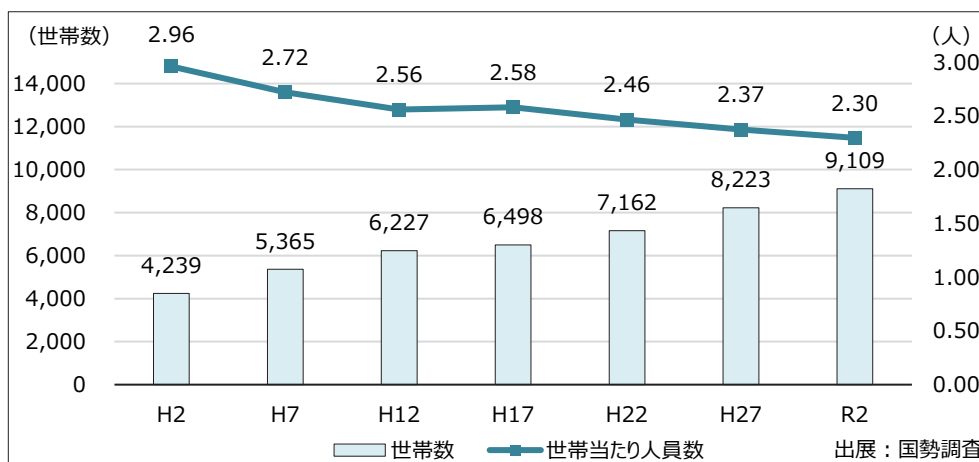
(2) 世帯数・世帯当たり人員数の推移

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年国勢調査では9,109世帯となっています。

平成2年～令和2年の30年間では、4,870世帯の増加となっています。

また、世帯当たりの人員数は減少傾向で推移しています。今後も、多世代世帯の減少、高齢者の単身世帯の増加などにより、世帯当たりの人員数は減少が見込まれます。

■世帯数・世帯当たりの人員の推移



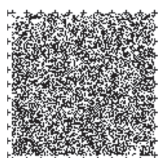
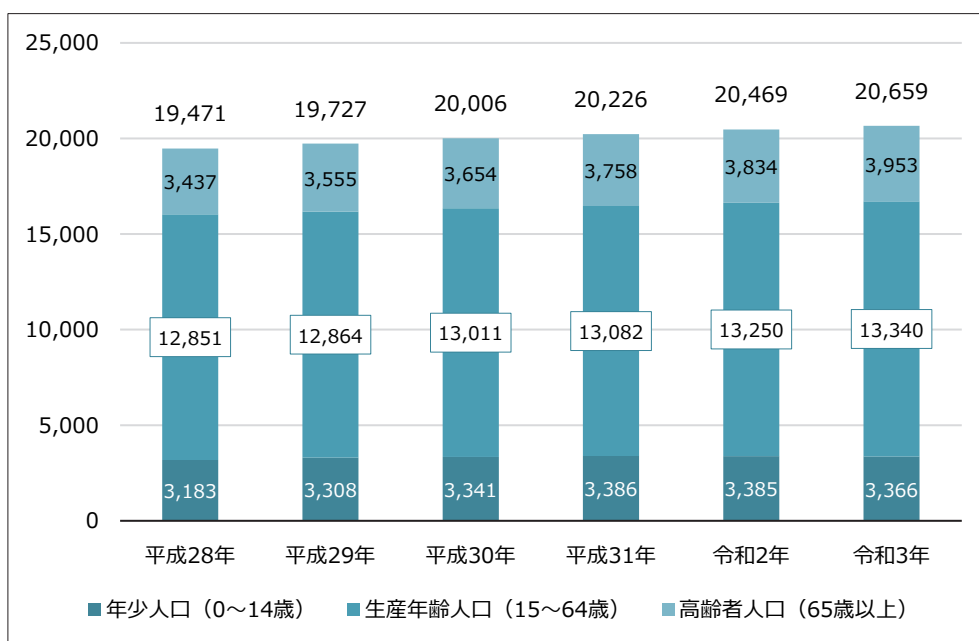
(3) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別に構成比の推移をみると、高齢者人口(65歳以上)が年少人口(0～14歳)を常に上回っていることが分かります。令和3年には年少人口割合が16.3%、高齢者人口割合が19.1%となっており、昭和町民の約5人に1人が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総人口	19,471	19,727	20,006	20,226	20,469	20,659
年少人口 (0～14歳)	3,183	3,308	3,341	3,386	3,385	3,366
生産年齢人口 (15～64歳)	12,851	12,864	13,011	13,082	13,250	13,340
高齢者人口 (65歳以上)	3,437	3,555	3,654	3,758	3,834	3,953

出展:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(政府統計)(各年1月1日)



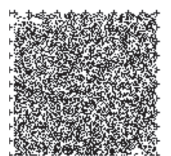
(4) 地区別人口の推移

令和4年7月末現在の地区別人口は、西条二区が3,433人で最も多く、次いで河西の3,287人となっています。

■地区別人口と世帯数

行政区域	世帯数	人口	男	女
西条一区	1,073 戸	2,261 人	1,116 人	1,145 人
西条二区	1,675 戸	3,433 人	1,723 人	1,710 人
清水新居	976 戸	1,948 人	964 人	984 人
西条新田	627 戸	1,520 人	782 人	738 人
押越	647 戸	1,561 人	772 人	789 人
河東中島	443 戸	1,061 人	527 人	534 人
紙漉阿原	729 戸	1,607 人	847 人	760 人
築地新居	531 戸	1,253 人	631 人	622 人
飯喰	436 戸	1,093 人	557 人	536 人
河西	1,361 戸	3,287 人	1,646 人	1,641 人
上河東	462 戸	1,120 人	557 人	563 人
上河東二区	358 戸	784 人	369 人	415 人
合計	9,318 戸	20,928 人	10,491 人	10,437 人

出展：住民基本台帳(令和4年7月末日現在)



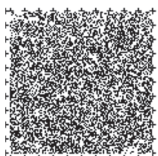
平成30年～令和4年の5年間の年齢3区分人口の増減を見ると、年少人口比率が増加したのは、西条新田、押越、河東中島、飯喰、上河東の5地区で、他の7地区は減少傾向となっています。また、高齢者人口比率が減少したのは清水新居のみで、その他の地区では高齢者人口比率が上昇しています。少子高齢化が進行していることが分かります。

■地区別年齢3区分人口構成比の推移

区分		実数(人)					構成比(%)					5年間増減 (ポイント)
		H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	
西条一区	年少人口	375	380	372	348	357	16.9	17.0	16.3	15.6	15.8	-1.0
	生産年齢人口	1,458	1,453	1,500	1,466	1,473	65.6	65.0	65.6	65.8	65.4	-0.2
	高齢者人口	389	401	415	414	423	17.5	17.9	18.1	18.6	18.8	1.3
西条二区	年少人口	480	475	460	440	445	14.3	14.2	13.5	12.8	13.0	-1.4
	生産年齢人口	2,166	2,164	2,227	2,251	2,244	64.7	64.5	65.2	65.5	65.3	0.7
	高齢者人口	704	714	729	745	746	21.0	21.3	21.3	21.7	21.7	0.7
清水新居	年少人口	248	256	254	263	267	13.7	14.1	13.9	13.8	13.7	-0.1
	生産年齢人口	1,216	1,227	1,233	1,293	1,322	67.4	67.3	67.4	67.7	67.8	0.4
	高齢者人口	340	339	343	355	361	18.8	18.6	18.7	18.6	18.5	-0.3
西条新田	年少人口	203	215	202	221	220	13.9	14.5	13.6	14.4	14.4	0.5
	生産年齢人口	997	1,008	1,023	1,045	1,023	68.4	67.9	68.8	67.9	67.1	-1.3
	高齢者人口	258	262	263	273	281	17.7	17.6	17.7	17.7	18.4	0.7
押越	年少人口	208	224	231	246	255	14.7	15.4	15.6	16.2	16.5	1.7
	生産年齢人口	863	877	889	899	917	61.2	60.5	60.1	59.3	59.2	-2.0
	高齢者人口	340	349	358	371	377	24.1	24.1	24.2	24.5	24.3	0.2
河東中島	年少人口	132	128	131	143	160	13.5	13.3	13.4	14.4	15.3	1.8
	生産年齢人口	570	552	552	546	586	58.1	57.3	56.6	55.1	55.9	-2.2
	高齢者人口	279	283	293	302	303	28.4	29.4	30.0	30.5	28.9	0.4
紙漣阿原	年少人口	238	236	236	233	234	15.5	15.0	15.2	14.7	14.9	-0.6
	生産年齢人口	1,042	1,065	1,030	1,066	1,043	67.7	67.7	66.5	67.1	66.4	-1.3
	高齢者人口	259	273	283	290	293	16.8	17.3	18.3	18.3	18.7	1.8
築地新居	年少人口	165	156	154	158	164	14.1	13.3	13.3	13.3	13.3	-0.8
	生産年齢人口	761	769	743	762	792	64.9	65.4	64.3	64.2	64.1	-0.7
	高齢者人口	247	251	259	267	279	21.1	21.3	22.4	22.5	22.6	1.5
飯喰	年少人口	233	239	242	250	248	21.8	22.9	22.8	23.5	22.9	1.1
	生産年齢人口	692	653	660	654	664	64.6	62.5	62.3	61.4	61.3	-3.4
	高齢者人口	146	152	158	161	172	13.6	14.6	14.9	15.1	15.9	2.2
河西	年少人口	707	719	731	736	716	22.6	22.3	22.2	22.4	21.8	-0.8
	生産年齢人口	2,057	2,137	2,167	2,162	2,164	65.8	66.2	65.9	65.7	65.8	0.0
	高齢者人口	363	374	392	392	408	11.6	11.6	11.9	11.9	12.4	0.8
上河東	年少人口	218	227	218	231	220	20.0	20.5	19.3	20.0	20.1	0.1
	生産年齢人口	693	695	722	725	680	63.5	62.6	63.8	62.9	62.2	-1.3
	高齢者人口	180	188	191	197	193	16.5	16.9	16.9	17.1	17.7	1.2
上河東二区	年少人口	145	145	128	115	120	17.3	17.3	16.2	15.2	15.2	-2.1
	生産年齢人口	504	498	475	442	460	46.2	44.9	42.0	38.3	42.1	-4.1
	高齢者人口	190	193	188	199	212	17.4	17.4	16.6	17.3	19.4	2.0

出典:住民基本台帳(各年3月末現在)

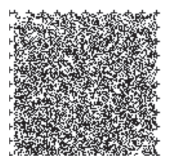
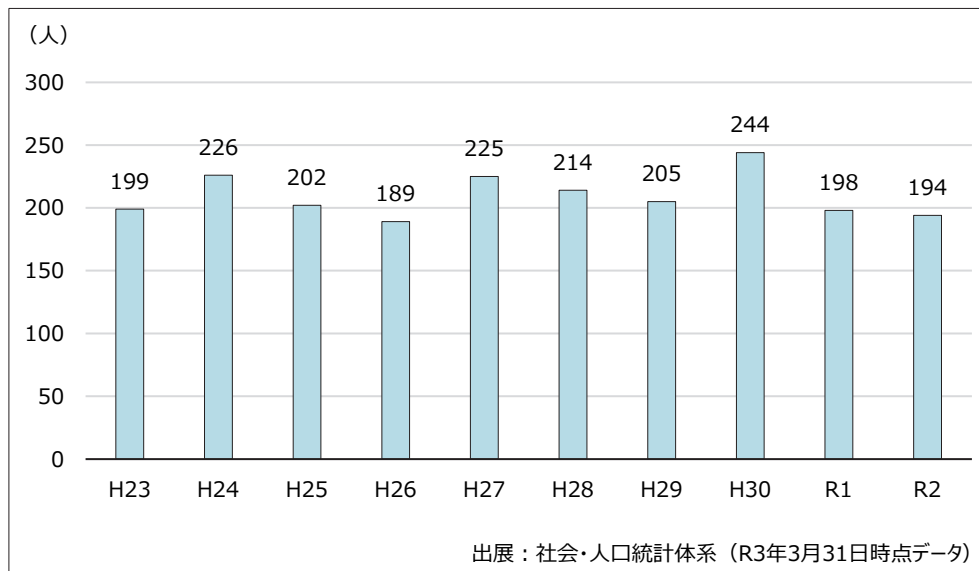
※年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)



(5) 出生数の推移

社会・人口統計体系公表(令和3年3月 31 日時点)での、令和2年の本町の出生数は194人となっています。平成23年以降は、100人台後半から200人台前半で推移しています。平成30年に直近の10年で最も多い244人となった後、令和元年、令和2年は減少傾向となっています。

■出生数の推移

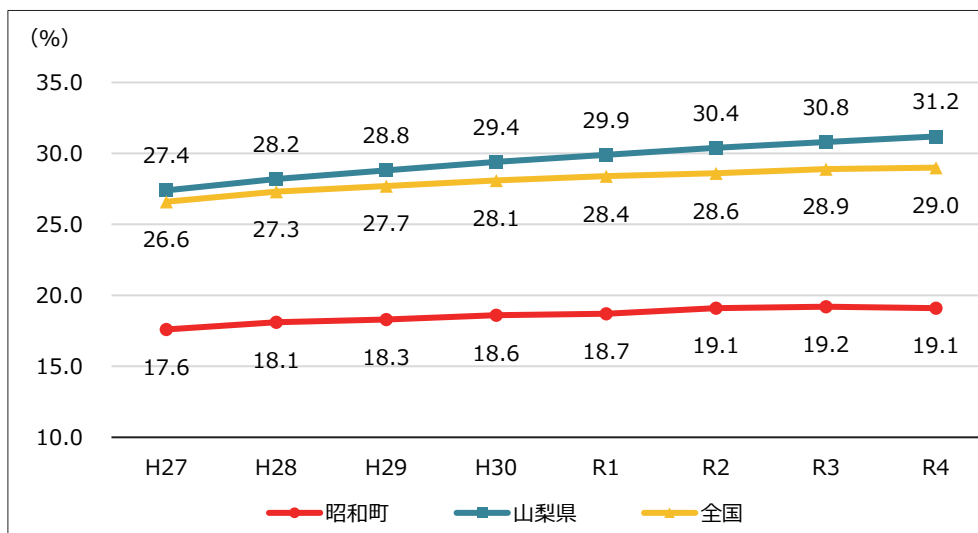


2. 高齢者の状況

(1) 高齢化率

本町の高齢化率は20%弱で推移しており、直近の8年ではやや上昇傾向にあります。
本町の高齢化率は山梨県や全国と比べて10ポイント程度低くなっています。

■高齢化率の推移



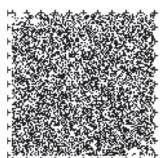
出展:

【全 国】R3 年まで:総務省「国勢調査」、又は総務省「人口推計推計結果・各年」

R4 年:総務省「人口推計」(概算値)

【山梨県】R4 年まで:山梨県「高齢者福祉基礎調査」

【昭和町】R2 年まで:「住民基本台帳」、R3、R4:「高齢者福祉基礎調査」



(2) 要支援・要介護認定者の状況

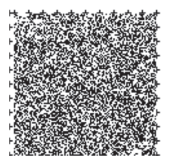
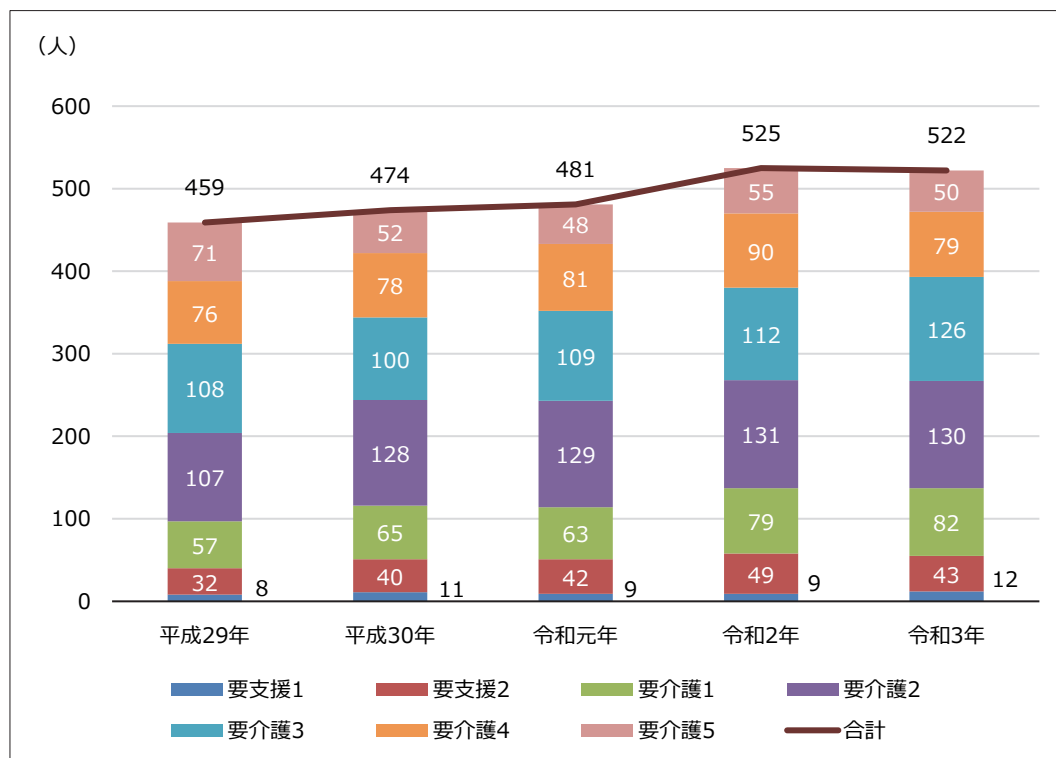
本町の令和3年度の要支援・要介護認定者数は、合計522人となっており、平成29年度～令和3年度の5年間で63人増加しています。

要介護度別に比較すると、要介護3で増加傾向がみられます。

■地区別年齢3区分人口構成比の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
要支援 1	8 人	11 人	9 人	9 人	12 人
要支援 2	32 人	40 人	42 人	49 人	43 人
要介護 1	57 人	65 人	63 人	79 人	82 人
要介護 2	107 人	128 人	129 人	131 人	130 人
要介護 3	108 人	100 人	109 人	112 人	126 人
要介護 4	76 人	78 人	81 人	90 人	79 人
要介護 5	71 人	52 人	48 人	55 人	50 人
合計	459 人	474 人	481 人	525 人	522 人

出典:介護保険事業状況報告(各年 10 月 1 日現在)



(3) 介護保険サービスにおける在宅・施設サービス利用者の状況

令和3年の介護保険サービスにおける在宅サービスの利用者数は360人で構成比は78.9%、施設サービスの利用者数は96人で構成比は21.1%、在宅・施設サービス利用者の合計は456人となっています。

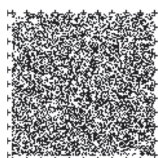
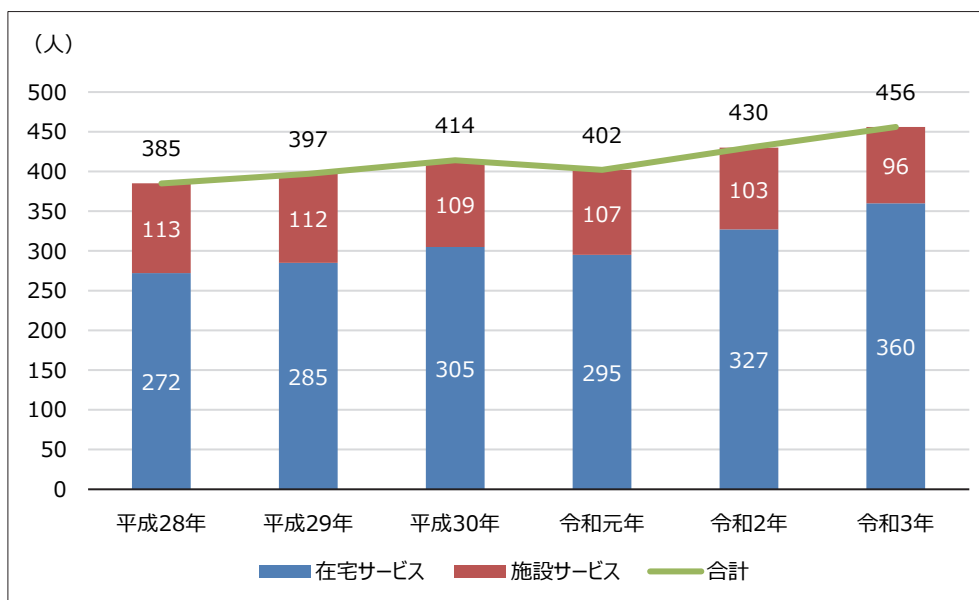
在宅サービス・施設サービスともに利用者数は増加傾向にあり、平成28年～令和3年の6年間で、在宅サービスの利用者数は272人から360人に88人の増加、施設サービスの利用者は113人から96人に17人の減少となっています。

サービス利用者全体では、385人から456人に71人増加しており、約18%の増加となっています。

■在宅・施設サービス利用者の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
在宅サービス	利用者数(人)	272	285	305	295	327	360
	構成比(%)	70.6	71.8	73.7	73.4	76.0	78.9
施設サービス	利用者数(人)	113	112	109	107	103	96
	構成比(%)	29.4	28.2	26.3	26.6	24.0	21.1
合計	利用者数(人)	385	397	414	402	430	456
	構成比(%)	100	100	100	100	100	100

出典:介護保険システム(各年3月31日現在)



3. 障がいのある人の状況

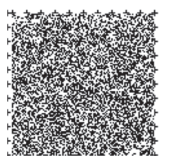
昭和町における令和3年3月末現在の各障害者手帳の交付件数は、身体障害者手帳が587件、療育手帳が134件、精神障害者保健福祉手帳が154件となっています。

※重複所持を含みます。

■各障害者手帳交付者数の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
人口総数	19,727	20,006	20,226	20,469	20,659
身体障害者手帳	563	578	566	587	587
療育手帳	111	124	127	133	134
精神障害者保健福祉手帳	106	114	131	142	154
手帳所持者合計	780	816	824	862	875

出展：町民窓口課・福祉介護課（各年3月末現在）



第3章 アンケート調査の結果

1. 調査の概要

(1) 調査方法

調査対象:18歳以上の昭和町在住者から無作為抽出した2,003人

調査方法:郵送配布・郵送回収

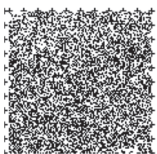
調査期間:令和4年8月10日～8月22日

(2) 回収状況

発送数	回収数	有効回収率
2,003	1,120	55.9%

※調査結果を見る際の注意点

- ・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。
- ・百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。



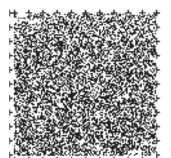
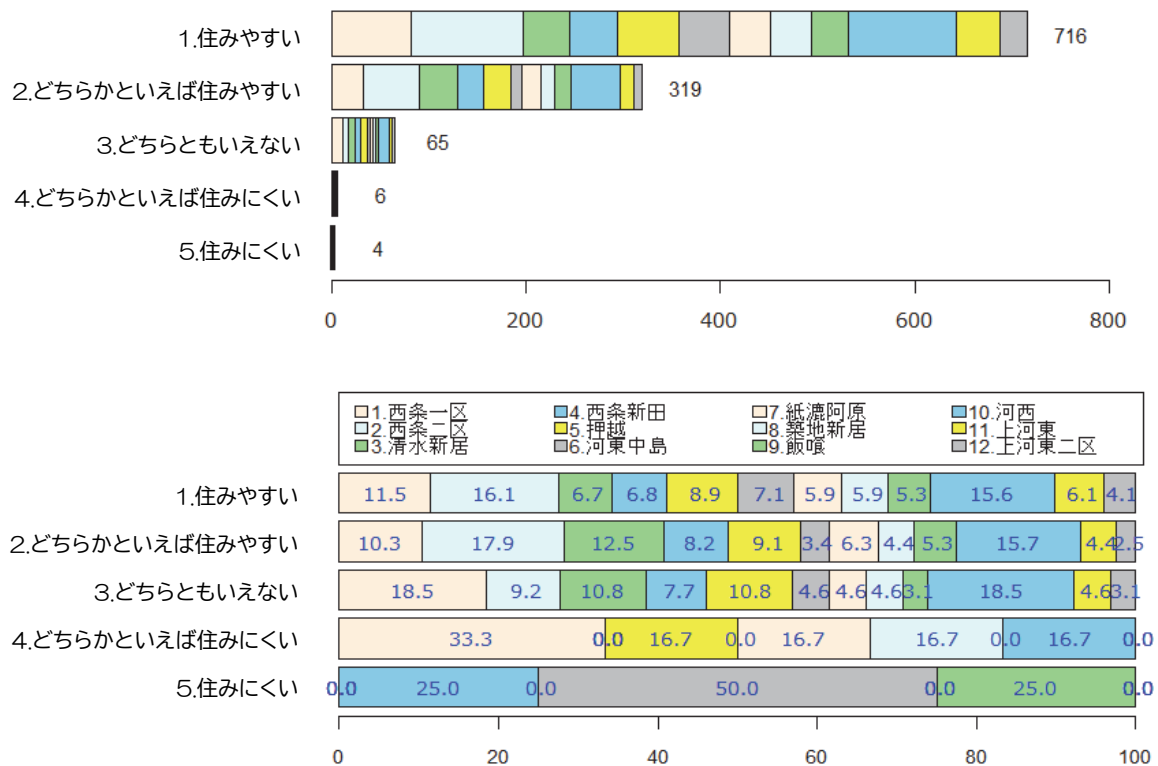
2. 調査結果

(1) 昭和町の住みやすさについて

昭和町が住みやすいかどうかを5段階で評価していただきました。

回答数の多かった順番は、「住みやすい」が716件(64.5%)、「どちらかといえば住みやすい」が319件(28.7%)、「どちらとも言えない」が65件(5.9%)、「どちらかといえば住みにくい」が6件(0.5%)、「住みにくい」が4件(0.4%)となっています。

構成比をみると、「住みやすい」の構成比は、西条二区の16.1%が最も高く、次いで河西の15.6%、西条一区の11.5%が続いています。



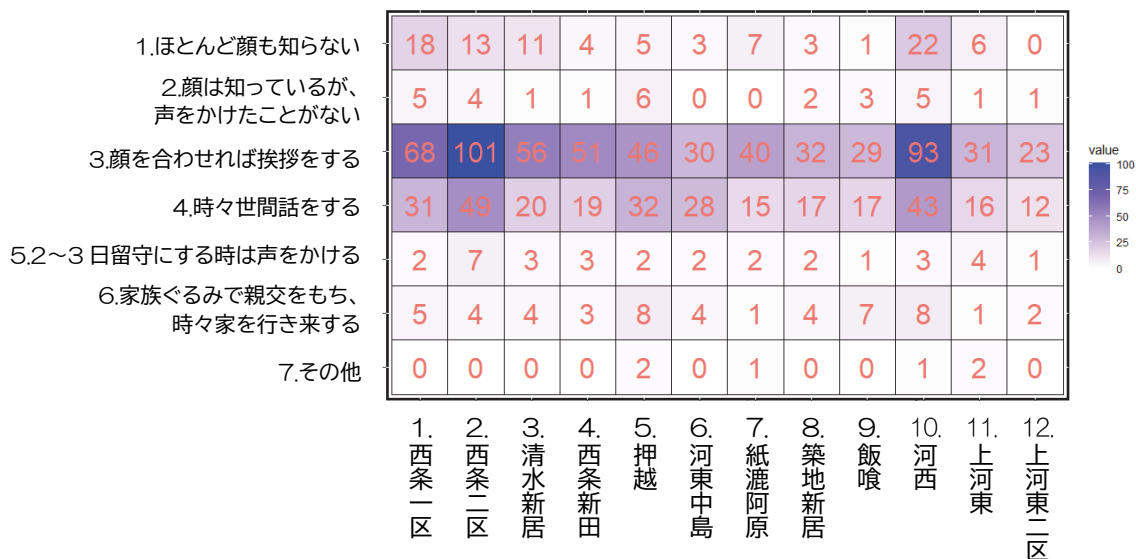
(2) 付き合いの程度と居住地区

付き合いの程度について居住地区ごとにクロス集計した結果をヒートマップとして示しました。ヒートマップは色の濃淡で2項目間の関係を表しています。

すべての地区にわたって「3.顔を合わせれば挨拶をする」「4.時々世間話をする」程度の付き合いが多いことがわかります。

なかでも、西条二区と河西が顕著になっています。

また、これらの2地区と西条一区、清水新居については「1.ほとんど顔も知らない」という付き合いの程度もやや多いことが分かります。



(3) 地域活動への参加状況と居住地

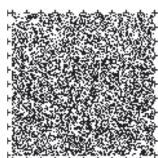
地域活動への参加状況と居住区についてクロス集計を行いました。

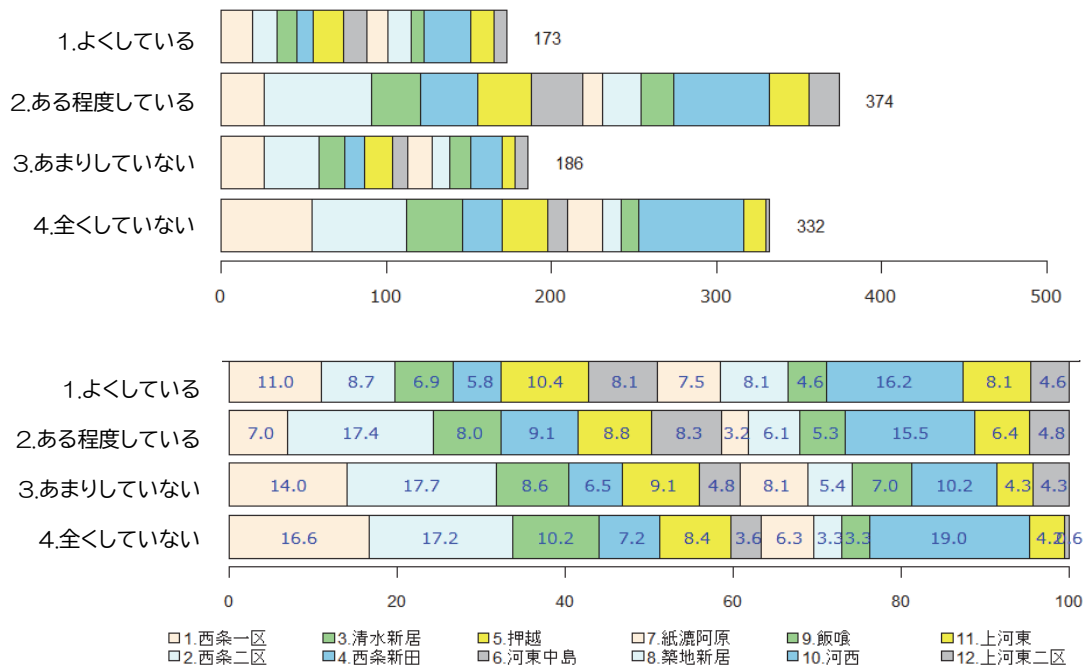
構成比に注目すると「1.よくしている」については河西が16.2%と最も高く、西条一区の11.0%、押越の10.4%が続きます。

「2.ある程度している」では西条二区の17.4%が最も高く、以下、河西の15.5%、西条新田の9.1%が続いています。

「3.あまりしていない」では、西条二区の17.7%が最も高く、以下、西条一区の14.0%、河西の10.2%が続いています。

また「4.全くしていない」では、河西の19.0%が最も高く、以下、西条二区の17.2%、西条一区の16.6%が続いています。

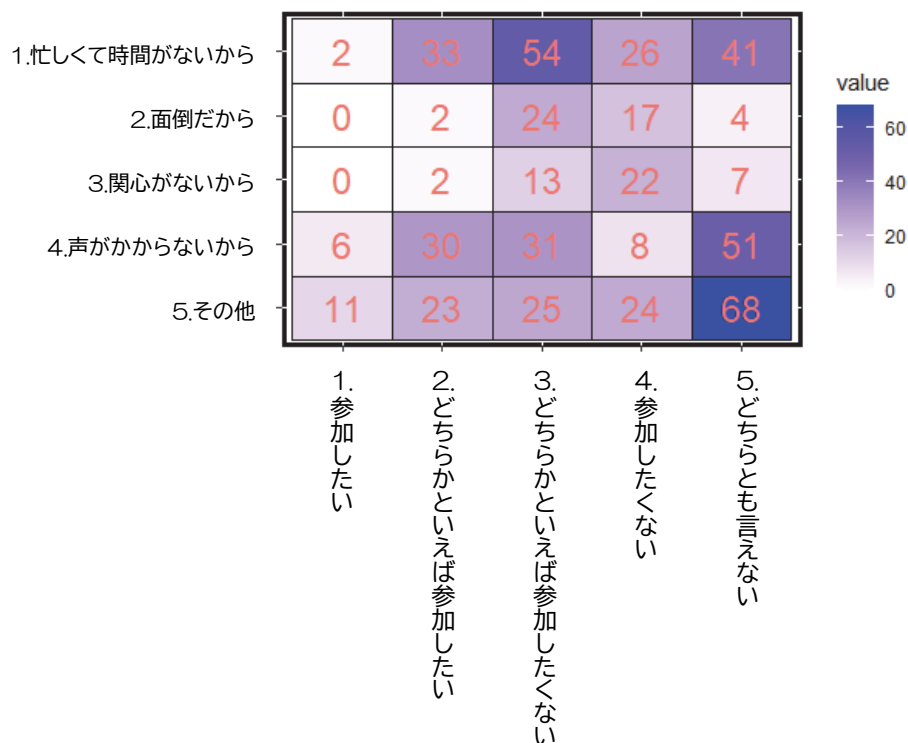




(4) 地域の活動に参加していない理由と参加意欲

地域の活動に参加していない理由と参加意欲についてクロス集計を行った結果をヒートマップとして示しました。

「1.忙しくて時間がないから」「4.声がかからないから」という理由で活動に参加していないという回答者の中にも「2.どちらかといえば参加したい」とする回答者が一定数いることが分かります。

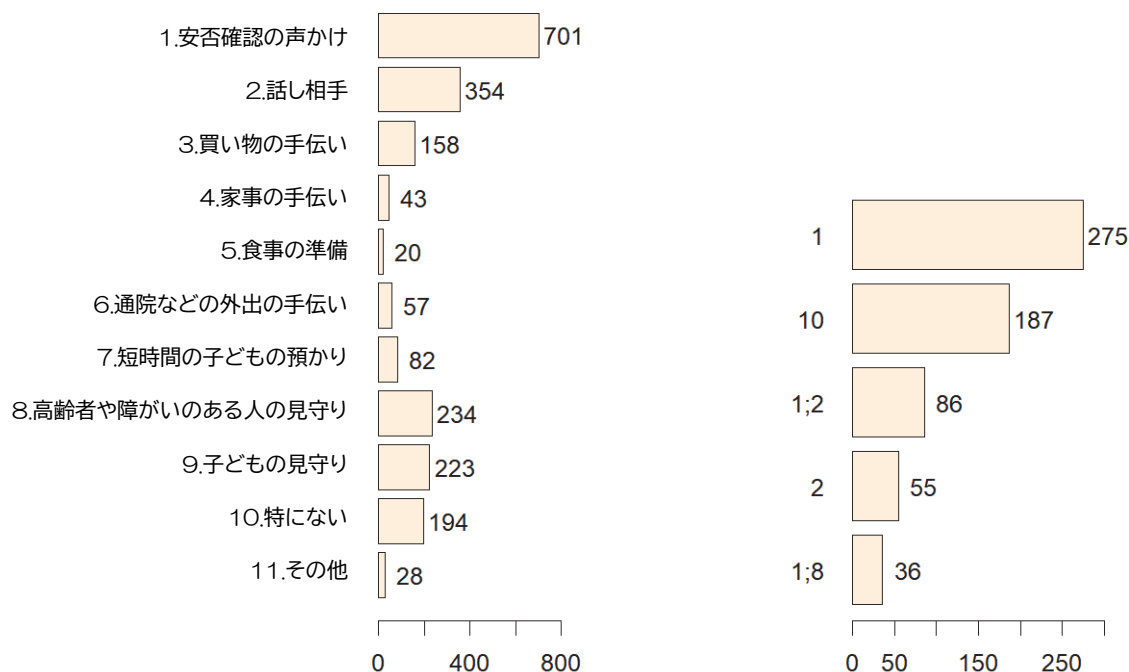


(5) 困っている人に対してできること

近所に高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたにできることは何かについて、11項目の選択肢から選んで複数回答していただきました。

最も多かったのは「1.安否確認の声掛け」の701件で、以下、「2.話し相手」の354件、「8.高齢者や障がいのある人の見守り」の234件が続いています。

組合せ集計では「1.安否確認の声掛け」が275件で最も多く、組合せでは選択肢の1、2、8番が上位に上がっています。



複数回答の分離単純集計

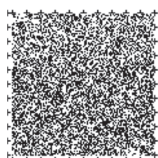
複数回答の組み合わせ集計上位5項目

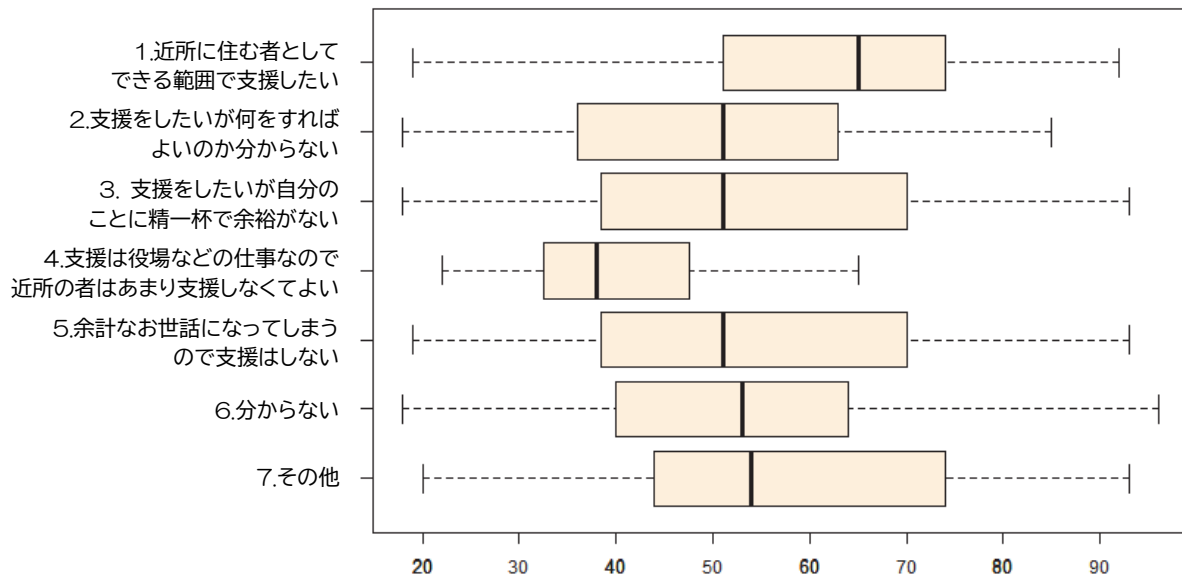
(6) 支援活動と年齢分布

日常生活における近所同士の支援活動に対しては、年代によって意識が違ふことが考えられます。そこで、支援活動に対する回答ごとに年齢の分布を調べ、箱ひげ図として示しました。

「4.支援は役場などの仕事なので、近所の者はあまり支援しなくてよい」については、30代から40代の回答者が多いことが分かります。

一方、高齢層は「1.近所に住む者として、できる範囲で支援したい」という意識をもつ回答者が多くなっています。



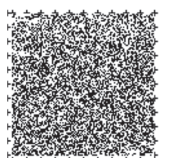
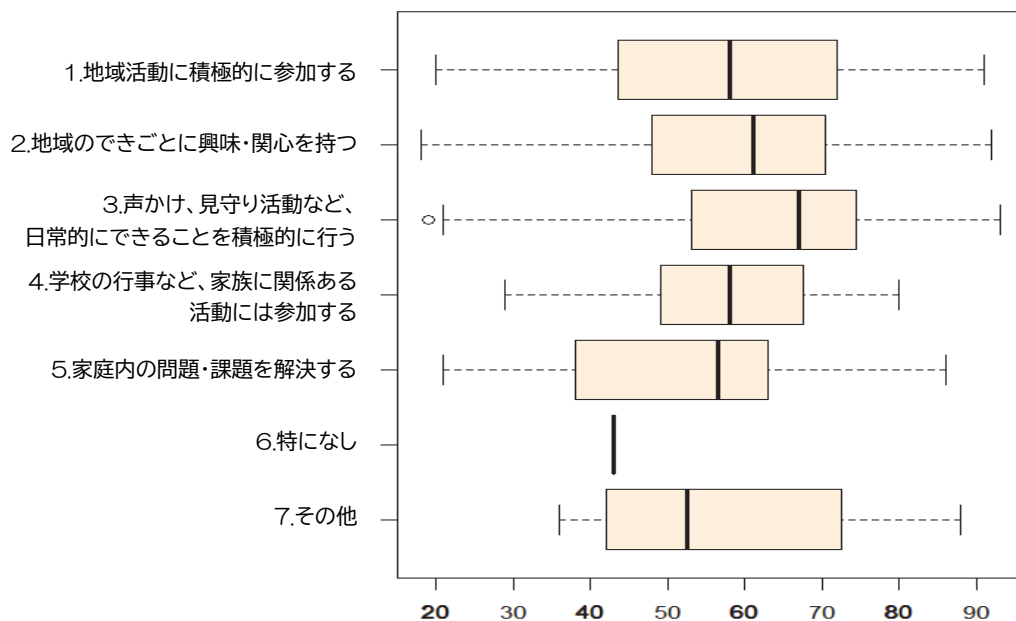


(7) 地域の中で町民としてできることと年齢分布

いつまでも安心して地域のなかで暮らしていくために、町民のひとりとしてできることに対する回答ごとに年齢の分布を調べ、箱ひげ図として示しました。

「3.声かけ、見守り活動など、日常的にできることを積極的に行う」の中央値がもっとも高くなっています。

「5.家庭内の問題・課題を解決する」は、箱が年齢の低いほうに伸びており、30代、40代は家庭内の問題・課題解決に意識が向いていることが分かります。

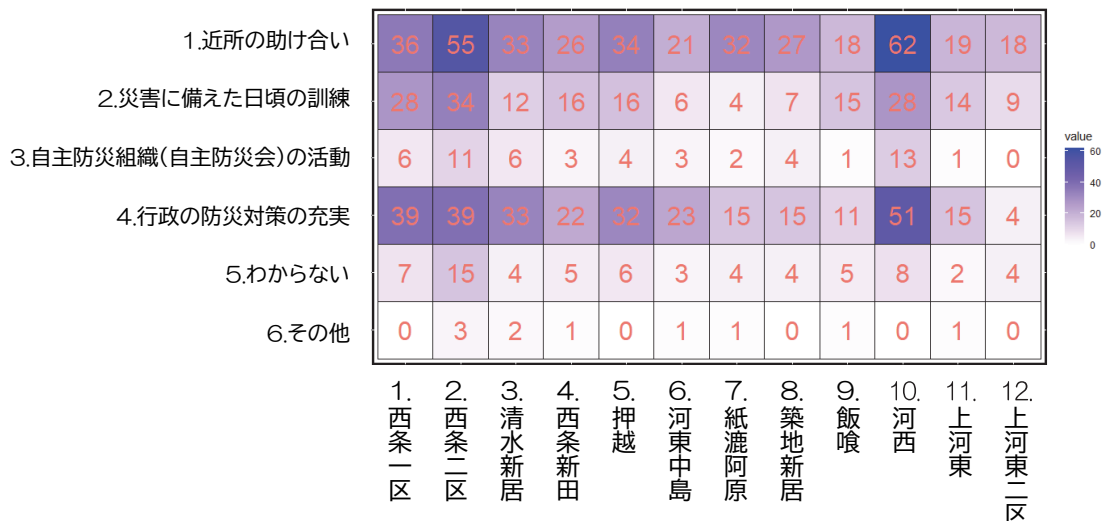


(8) 災害時もっとも重要なこと

災害に対して、地域で最も重要なことについて、居住地区とのクロス集計結果をヒートマップとして示しました。

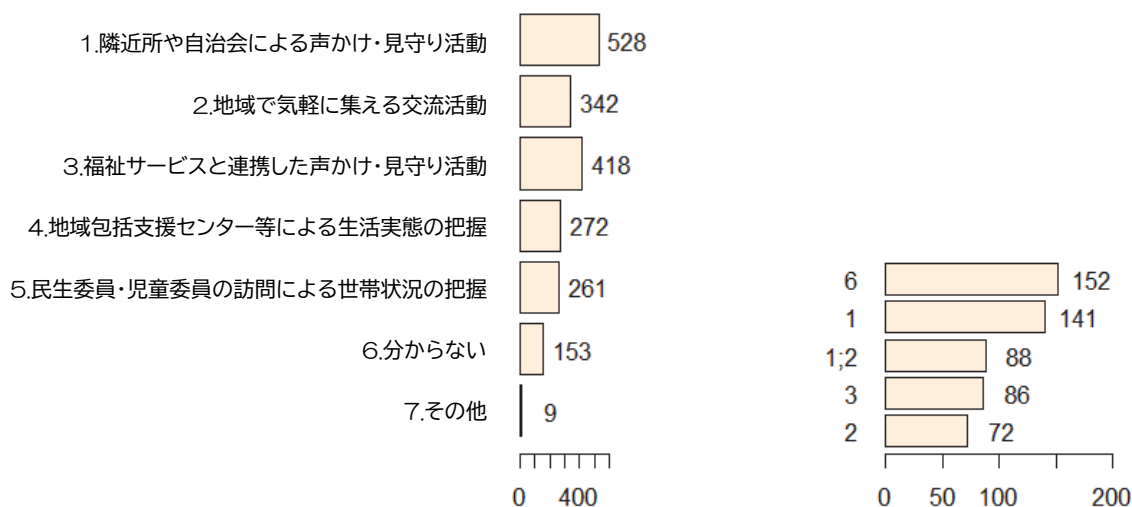
「1.近所の助け合い」と「4.行政の防災対策の充実」については、どの地区でも重要と考えられていることが分かります。

中でも西条二区、河西において顕著な傾向があります。



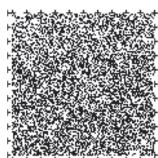
(9) 地域や社会からの孤立防止の取組について

地域や社会からの孤立を防ぐために有効と考えられる取り組みについては「1.隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」の528件が最も多く、以下、「3.福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」の418件、「2.地域で気軽に集える交流活動」の342件が続いています。



複数回答の分離単純集計

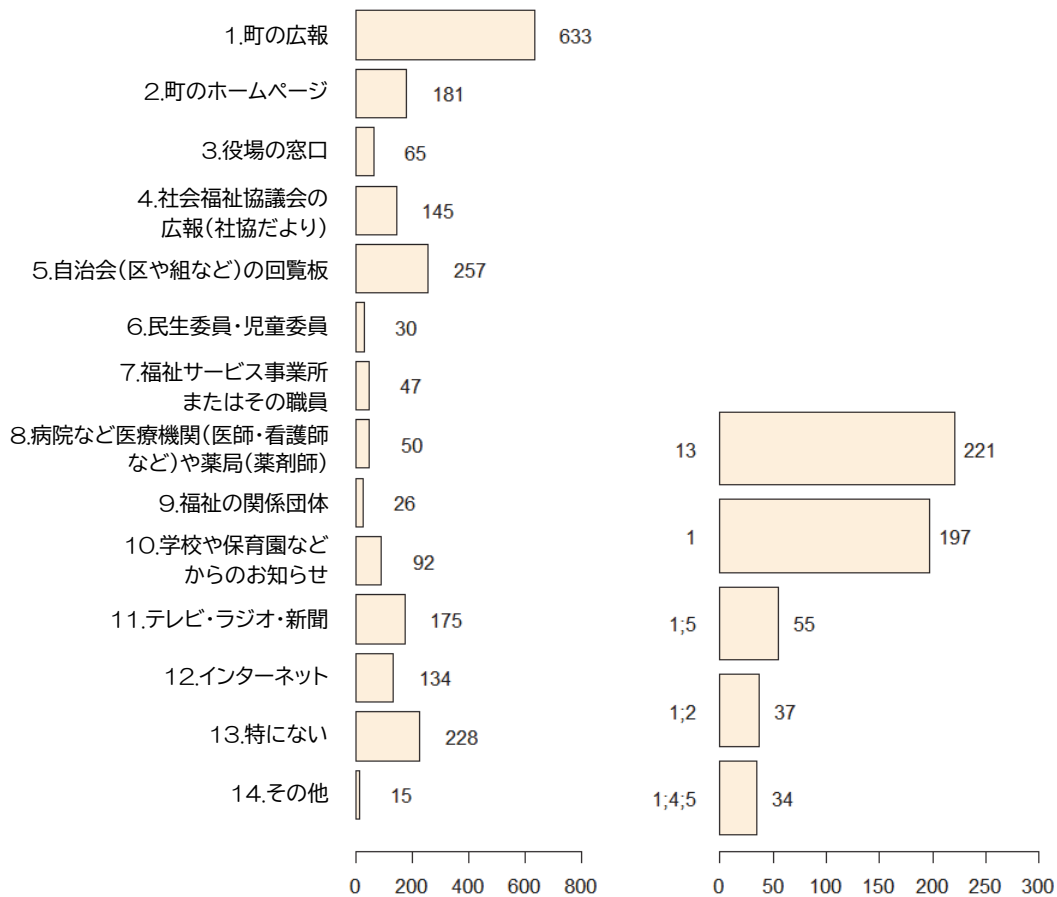
複数回答の組み合わせ集計上位5項目



(10) 福祉に関する情報の入手

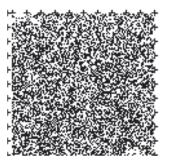
福祉(高齢者、障がいのある人、児童など)に関する情報の入手先については、「1.町の広報」の633件が最も多く、以下、「5.自治会(区や組など)の回覧板」の257件、「2.町のホームページ」の181件が続いています。

また「11.テレビ・ラジオ・新聞」が175件、「12.インターネット」が134件となっており、これらの媒体も活用されていることが分かります。



複数回答の分離単純集計

複数回答の組み合わせ集計上位5項目



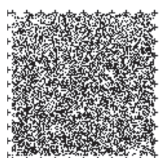
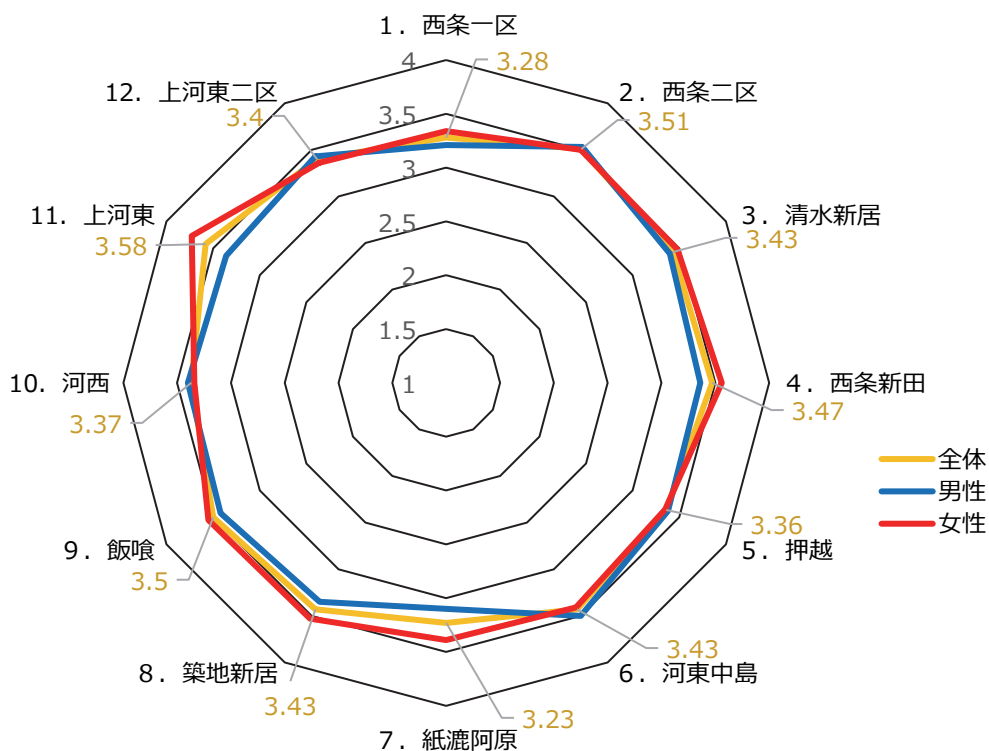
(11) 福祉水準の居住地区ごとの評価

昭和町の福祉水準を他市町と比較し、「非常に進んでいる」を5、「進んでいる」を4、「普通」を3、「遅れている」を2、「非常に遅れている」を1として5段階で評価していただきました。評価結果について、地区および性別ごとに平均値を算出してレーダーチャートとして示しました。

値が大きいほど福祉水準が他市町より進んでいると評価されています。

居住地区別では、上河東の3.58が最も高く、次いで西条二区の3.51、飯喰の3.50が続いています。反対に最も低かった地区は、紙漉阿原の3.23でした。

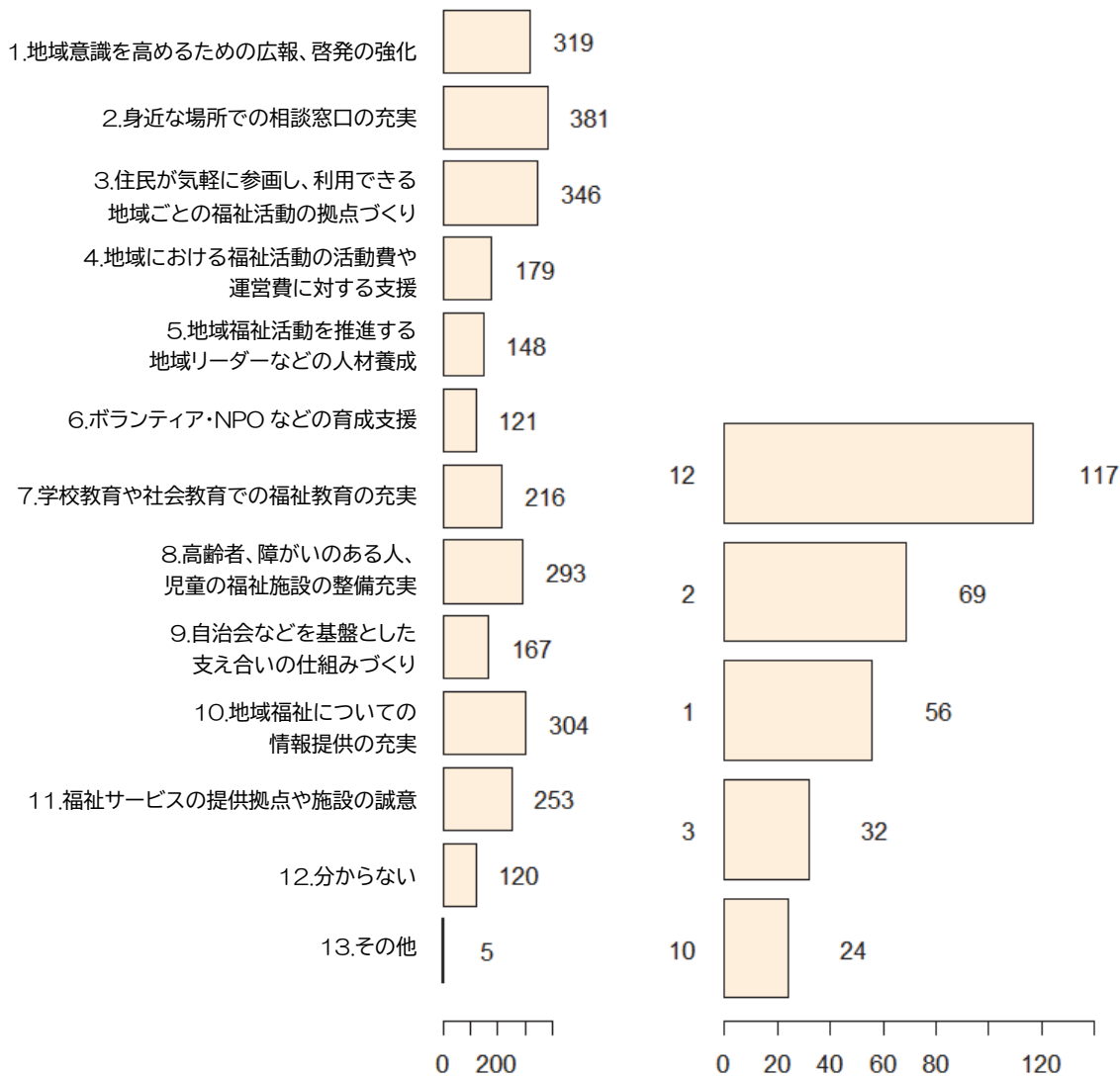
上河東、紙漉阿原、西条新田、築地新居では男女差が大きくなっています。



(12) 昭和町の地域福祉の推進に必要なこと

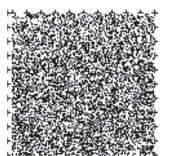
昭和町地域福祉を推進するために、今後何が必要だと思うかについては、「2.身近な場所での相談窓口の充実」が381件で最も多く、以下「3.住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」の346件、「1.福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」の319件と続いています。

組合せ集計では、上位の1、2、3に加えて「10.地域福祉についての情報提供の充実」が挙がっています。



複数回答の分離単純集

複数回答の組み合わせ集計上位5項目



第4章 本町の地域福祉の課題

統計数値のまとめや町民意識アンケート調査の結果から、本町の地域福祉の課題を次のようにまとめました。

【課題1 若年層における地域との関わり意識】

近所付き合いの程度は、すべての地区において「顔を合わせれば挨拶をする」程度の付き合いが多く、特に西条二区や河西で顕著になっています。地区との関わりがそれほど深くない現状がみられます。

また、近所同士の支援活動については、「支援は役場などの仕事なので、近所の者はあまり支援しなくてよい」との回答が30代から40代で多くなっています。若年層において地域での支援に対する意識を高めることが課題と考えられます。

【課題2 地域活動への参加意識】

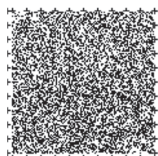
地域の活動に参加していない理由と参加意欲とのクロス集計の結果からは「忙しくて時間がないから」「声がかからないから」という理由で活動に参加していないという回答者が多いことが分かります。

一方で、そのような回答者の中にも「どちらかといえば参加したい」とする人が一定数いることが分かります。地域活動への積極的な勧誘を行うことで、参加者の増加が期待できると考えられます。

【課題3 自主防災組織の充実】

災害時の対応で、「地域でもっとも重要なこと」についての居住地区とのクロス集計では、「近所の助け合い」と「行政の防災対策の充実」が、すべての地区で重要と考えられていることが分かります。

一方で、「自主防災組織(自主防災会)の活動」については、あまり重要と考えられておらず、地域を支える防災組織の体制づくりの推進が重要と考えられます。





第5章 計画の方向

1. 本町の目指す姿(基本理念)

県内では、人口減少による過疎化・高齢化の進行が課題となる市町村が多い中であって、本町は人口増加が続いています。今後もしばらくは人口増加が続くことが予想されますが、本町においても高齢者の人口が年少人口を上回っているという現状があり、世帯人員の減少と相まって、近隣との関わりが希薄化しているなど、地域における様々な課題を抱えています。

このような地域課題の解決のためには、行政による地域福祉サービスの推進に加えて、町民が自ら地域の課題を認識し、課題解決のための取り組みに参加し、行政と協力して解決に取り組んでいくことが求められます。

「昭和町第6次総合計画」では

「未来への魅力あふれる昭和町 ―暮らしやすさ一番を目指して―

をまちづくりの目標に掲げています。

アンケート調査では、昭和町を「住みやすい」、「どちらかといえば住みよい」と回答した人の合計は9割以上となっています。

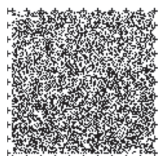
今後も住みやすい町であり続けられるよう、本計画の目指す姿(基本理念)を、第6次総合計画の保健福祉分野の基本方針や方向性を踏まえて、

「みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町」

と定め、この基本理念の実現に向けて、本計画を推進していきます。

～ 計画の目指す姿(基本理念) ～

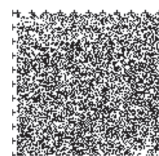
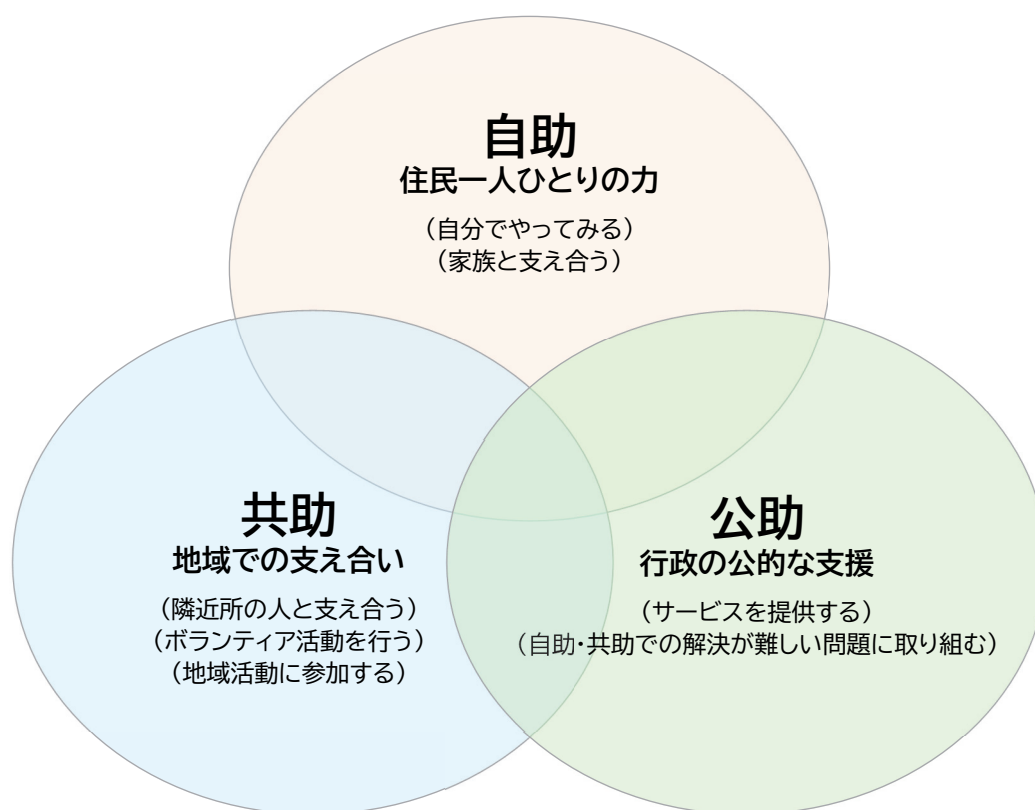
「みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町」



(1) 自助、共助、公助

地域福祉を推進するためには、地域住民、関係機関や団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割分担を明確にし、お互いに協力していく必要があります。まずは自分自身でできること、家族で支え合ってできることは自分たちで行うという「自助」、自分や家族だけでは解決できないことは、地域での支え合いで解決していくという「共助」、地域での支え合いでも解決できないことは行政の公的な支援として行うという「公助」、これらの考え方を組み合わせて計画を推進していく必要があります。

【地域福祉の推進に必要な3つのキーワード】



(2) 町民、地域、行政の役割

地域福祉を推進するためには、町民、地域、行政が、それぞれの立場において協働して取り組む必要があります。

【町民の役割（自助）】

町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚をもつことが大切です。まずは、あいさつや声かけなど、地域で困っている人のことを気にかける意識の醸成が大切です。

また自治会への加入や、地域の行事への積極的な参加、地域福祉活動への参加など、地域との関わりを深めることが重要です。

【地域の役割（共助）】

福祉サービスへのニーズが多様化する中、行政が提供するサービスや事業だけでは、対応が難しい地域課題があります。区や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体などの各種団体が連携し、地域課題の解決に積極的に対応していくことが期待されます。

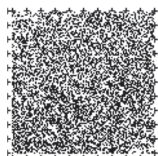
まずは、関係機関や団体が地域福祉に関する知識を深め、それぞれの団体がどのような活動を行っているか情報共有し、行政や団体間で連携して活動を進めていく意識を持ちましょう。

【行政の役割（公助）】

行政は、公的なサービスを提供し、町民や関係機関や団体の自主的な活動を支援し、福祉施策や事業を実行していく役割を担っています。

また、福祉分野だけではなく、医療、保健、教育、環境、防災・防犯、まちづくりなど多岐にわたる取り組みが求められます。

民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図っていきます。さらに、庁内における地域福祉施策を総合的、効果的、効率的かつ円滑に推進するため、保健、医療、福祉の分野だけでなく、関係各課と連携した地域福祉の推進を目指します。



2. 基本方針

目指す姿(基本理念)の実現に向け、自助・公助・共助及び町民・地域・行政の役割の考え方を踏まえ、本計画では、以下の4つを基本方針とし、計画を推進していきます。

【基本方針1】協働の人づくり

町民それぞれが地域での活動に興味や関心をもち、実際に参加できるような仕組みづくりを推進していきます。また、福祉教育・バリアフリー¹に対する理解と育成を進め、町民がお互いに支え合う意識を醸成します。

【基本方針2】いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援や、日常生活で感じている悩みや不安を解消できるような相談体制を充実させていきます。また、子育て世帯や子どもの教育に関する支援も推進していきます。

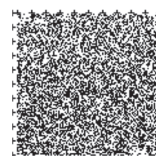
【基本方針3】参加しやすい仕組みづくり

町内活動への参加を促すため、必要な情報の提供を充実させていきます。また、福祉に関する活動やボランティア活動に関する情報を公開し、町民自身が参加しやすい活動・支援を増やしていきます。

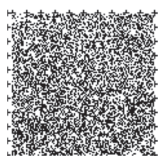
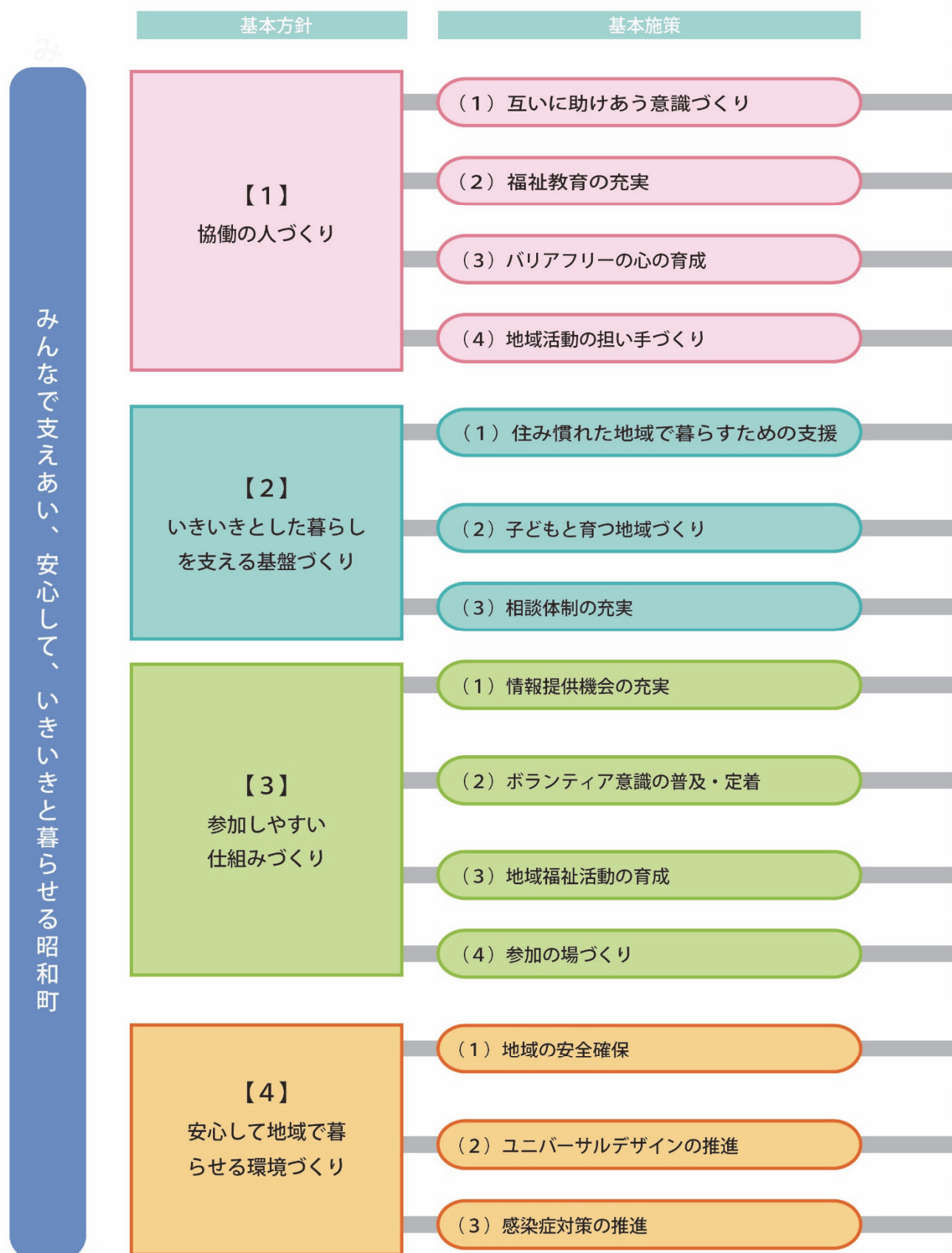
【基本方針4】安心して地域で暮らせる環境づくり

防災意識の高まりにより、町民が地域に求める緊急時に連携ができる仕組みづくりを支援していきます。また、町内の公共施設などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

¹ 障がい者や高齢者が社会生活を行う上で支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策のこと



3. 計画の体系



施策

①円滑な近所付き合いへの支援 ②地域活動への参加の啓発と参加機会の拡充
③ 転入者への情報提供 ④福祉関連情報の発信

①郷土意識の醸成 ②学校における福祉教育の推進 ③ 地域における福祉教育の推進 ④参加・体験機会の創出
⑤障がいや障がいのある人に対する理解の促進 ⑥性的マイノリティに対する理解の促進

①人権教育の推進 ②高齢者や障がいのある人などの権利擁護、虐待防止
③男女共同参画の推進 ④交流機会の創出

①民生委員・児童委員の活動周知 ②民生委員・児童委員の資質向上 ③ボランティア団体への支援
④活動リーダーの養成 ⑤ 地域活動の担い手となる人材の確保

①介護予防への取り組み ②高齢者の生きがいづくり ③福祉サービスの円滑な提供 ④サービスや支援の総合化
⑤サービス提供事業者の質の向上 ⑥社会参加と就労支援 ⑦地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み
⑧生活困窮者等の自立支援 ⑨当事者組織の支援

①育児支援 ②身体と心の健康づくり ③青少年の育成支援 ④障がいのある子どもたちへの支援
⑤ひとり親家庭への支援 ⑥児童虐待防止への対応

①心の健康相談 ②関係機関の連携 ③相談窓口に関する情報提供 ④相談体制の充実 ⑤成年後見制度の利用促進
⑥消費者犯罪被害防止 ⑦自殺対策推進の取り組み ⑧伴走型支援の推進

①広報紙やホームページの活用 ②伝わりやすい情報媒体の検討 ③出前講座、地域説明会の充実
④在住外国人への対応

①学校などとの連携 ②地域ボランティアへの支援 ③町民主体の活動支援 ④企業との連携
⑤ボランティア活動への参加促進 ⑥ボランティアコーディネーターの育成
⑦市民や団体などの活動主体が集まれる場の提供

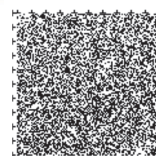
①福祉ニーズの把握 ②昭和町社会福祉協議会の機能強化の支援 ③町ボランティアセンター等の運営支援
④団体間の連携強化 ⑤民間企業等の地域貢献促進 ⑥地域課題と福祉活動のマッチング

①生涯学習機会の充実 ②参加しやすい環境づくり ③外国人参加の促進 ④活動拠点の整備
⑤子育て支援施設の整備 ⑥福祉施設の整備・充実 ⑦多様なつどいの場づくりの推進

①子どもの安全確保 ②防犯体制の強化 ③交通安全の推進 ④救急医療体制の充実 ⑤防災・減災対策の推進
⑥避難行動要支援者対策 ⑦多様な担い手による地域の見守り活動の促進と強化
⑧災害ボランティアセンターの設置の検討 ⑨福祉避難所の設置準備

①安全な歩行空間の整備 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③公共施設のバリアフリー化の推進
④情報のバリアフリー化の推進

①感染症に対する情報発信 ②オンラインコミュニケーションの検討



第6章 施策の展開

1. 【基本方針1】協働の人づくり

【現状と課題】

本町の人口は増加傾向が続いており、世帯数も増加しています。一方で世帯当たりの人員数は減少しており、令和2年の国勢調査では一世帯当たり2.3人となっています。

高齢化率は全国や山梨県に比較して低いものの、緩やかに増加傾向となっており、要支援・要介護の支援を必要とする高齢者も増加傾向となっています。

少子高齢化が進展し、ひとり暮らし高齢者世帯や核家族の増加に伴って、地域との関わりが減少し、日常生活に困難を感じたり、孤立を深めたりする傾向があります。

そのような中、このような世帯への支援や見守りについて、行政だけでは対応しきれないことも多くあり、地域の中でお互いを支え合う仕組みづくりが必要とされています。

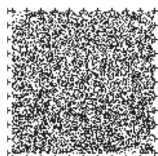
アンケート調査では、「顔を合わせれば挨拶する」「時々世間話をする」程度の付き合いが多い結果となりました。また地域や社会からの孤立防止に有効と考えられる取り組みについては、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が最も多くなりました。

近年、いわゆる性的マイノリティ²の人たちに対する理解や支援の重要性が叫ばれています。障がいや性的マイノリティへの差別や偏見をなくし、地域における支援の輪を広げ、誰一人孤立させない地域の構築が重要となっています。

このような現状に対し、行政はもとより、地域の人々や民生委員・児童委員、各種ボランティア団体などが連携し、助け合いや福祉教育の精神を促進していくことが必要です。

住民相互が互いに支援するという意識のもと、協力し、助け合う体制・環境を充実させていきます。

² 同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと



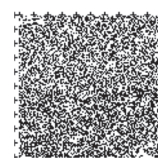
【基本施策1】互いに助けあう意識づくり

【町民や地域の取り組み】

- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人への声かけや見守り活動を行いましょう。
- 隣近所とのお付き合いを大切にしましょう。
- 地域における会議や行事等について、より多くの住民が参加できるよう、開催時間などの見直しと内容の充実に努めましょう。
- 地域の役員や代表者など、リーダーの育成を推進し、地域組織を運営する人員の固定化を防ぎましょう。
- 広く地域活動への参加を促し、様々な意見を取り入れるなど、開かれた地域組織を目指しましょう。
- 転入者に対しては、昭和町に関する情報を提供し、交流する機会を持ちましょう。
- 通園・通学する子どもの見守りを通して、子どもの安全を図りましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	円滑な近所付き合いへの支援	地域での見守り活動や声かけ運動などを促進し、高齢者世帯などの安否確認や子育て世帯への気配り、手助けなど、身近なコミュニティでの支え合いの仕組みづくりを推進します。
②	地域活動への参加の啓発と参加機会の拡充	地域行事に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを啓発するとともに、地域の行事やスポーツ、文化活動など身近で気軽に参加できる機会を拡充し、地域への参加・交流と地域活動への理解を促進します。
③	転入者への情報提供	転入してきた世帯に対し、町の状況や各種制度、地域のイベントなどの紹介に努め、地域に対する親しみをもつきっかけづくり、住民同士の交流機会の促進に努めます。
④	福祉関連情報の発信	町の広報紙やホームページなどにおいて、地域福祉に関する情報提供を行います。



【基本施策2】福祉教育の充実

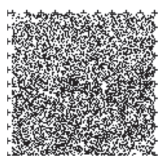
【町民や地域の取り組み】

- 町で開催する福祉に関する研修会やイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 地域活動に積極的に参加し、仲間を増やしましょう。
- 福祉教育の講師や協力員として参加しましょう。
- 障がいや障がいのある人のことを理解し、差別的な意識を持たないように努めましょう。
- 性的マイノリティの人たちに関する正しい知識や理解を深めましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	郷土意識の醸成	子どもたちに対して、昭和町の歴史や文化などを学ぶ機会を設け、地区育成会の活動を通して地域の一員としての意識づけを行います。
②	学校における福祉教育の推進	福祉施設などの見学や交流を通して、福祉に対する意識の醸成を図ります。
③	地域における福祉教育の推進	子どもだけではなく、幅広い年代の町民に対して、思春期赤ちゃんだっこ体験や健康教育、育児セミナーなどの機会を利用して福祉に対する意識の醸成を図ります。
④	参加・体験機会の創出	福祉施設への訪問、社会奉仕活動を通して、子どもたちに思いやりの心や福祉の心を育む機会を創出します。
⑤	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人の地域移行や社会参加を促進するため、障がい者差別解消法の周知・啓発を行うとともに、障がいに対する正しい知識や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別を受けることがないよう、学校や地域において教育や啓発を進めます。
⑥	性的マイノリティに対する理解の促進	LGBT ³ 等、性的マイノリティに対する正しい知識や理解を深め、不当な差別を受けることがないよう、学校や行政において教育や啓発を進めます。

³ レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの3つの性的指向と、トランスジェンダーという性自認の各単語の頭文字を組み合わせた性的マイノリティの表現



【基本施策3】バリアフリーの心の育成

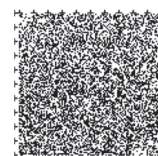
【町民や地域の取り組み】

- 子どもの頃から、福祉の心が育つよう、家庭でも福祉について考え、話し合う機会を増やしましょう。
- 異世代間や外国人、障がいのある人などとの交流機会に積極的に参加しましょう。
- 男女共同参画の意識をもちましょう。
- 一人ひとりが思いやりの心を育み、明るく暮らせる地域にしましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	人権教育の推進	中学生を対象とした人権啓発出前講座など、人権教育を推進していきます。
②	高齢者や障がいのある人などの権利擁護、虐待防止	高齢者や障がいのある人の権利擁護を支援するとともに、虐待の防止、早期発見・早期対応に向けた体制づくりを強化します。
③	男女共同参画の推進	生涯学習や啓発イベントなど様々な機会を通じて、男女共同参画についての意識を啓発していきます。
④	交流機会の創出	異世代交流や障がいのある人との交流機会を創出し、広く町民が支え合いの意識やノーマライゼーション ⁴ の考え方を理解してもらえるようにしていきます。

⁴ 障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念



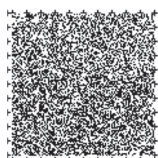
【基本施策4】地域活動の担い手づくり

【町民や地域の取り組み】

- 自分の能力や経験を活かし、地域の活動、ボランティア活動に参加しましょう。
- 地域の団体や組織の活動に協力しましょう。
- 地域の行事などに地域の人材を発掘して活躍してもらいましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	民生委員・児童委員の活動周知	民生委員・児童委員の活動を広報紙などで周知するとともに、地区と連携し地域での相談支援体制を強化します。
②	民生委員・児童委員の資質向上	民生委員・児童委員の資質向上のために、研修機会や学習機会を設けるとともに、民生委員・児童委員として活動できる人材の育成を図ります。
③	ボランティア団体への支援	昭和町社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の組織化を支援するとともに、団体に対する、助言、相談など活動支援を行います。
④	活動リーダーの養成	主体的にまちづくりに取り組む指導者やリーダーの育成に努めます。
⑤	地域活動の担い手となる人材の確保	地域の若い人たちや子どもたちが地域福祉活動に関心を持つよう、福祉教育や世代間交流を推進します。また、生涯学習講座の中にボランティアや地域福祉をテーマとした学習を組み入れ、福祉に関心のある人材の掘り起こしを図ります。



2. 【基本方針2】いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

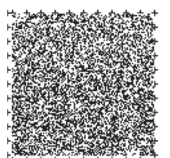
現状と課題

高齢者や障がい者、生活に困難を感じている方、児童や乳幼児などが、住み慣れた地域で自立した生活を行うためには、行政による福祉サービスの充実が必要となります。併せて、自身に必要なサービスを選択し、利用しやすくする体制づくりも求められています。

また、サービスの利用だけでなく、高齢者・障がいのある人・子どもがいる世帯が生活していく上で抱える悩みや不安を相談できる体制を構築し、解消に努めることも重要です。

アンケート調査では、町の地域福祉推進のために必要なこととして「身近な場所での相談窓口の充実」が最も多くなりました。自身の抱える様々な状況に対する相談支援が求められていることが分かります。

さらに、町の将来を担う子どもたちへの教育・支援も重要です。育児支援や児童の育成支援、障がいのある子どもたちへの支援、ひとり親家庭への支援、児童虐待防止など、子どもの育成環境を地域とともに整えていく必要があります。



【基本施策1】住み慣れた地域で暮らすための支援

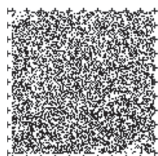
【町民や地域の取り組み】

- 民生委員・児童委員が行う地域での活動に協力しましょう。
- 行政計画の策定に関わる会議や懇談会に参加し、要望や意見を行政に提言していきましょう。
- サービス提供事業者に対して、要望や意見を伝えましょう。

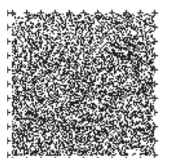
【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	介護予防への取り組み	介護保険サービス提供事業者と連携し、高齢者の筋力アップ事業や低栄養改善事業などの介護予防対策を実施します。
②	高齢者の生きがいづくり	学習や文化活動、趣味活動などでの高齢者の自主的なサークル活動の支援やいきがいクラブの支援、環境美化活動、子育て支援などのボランティア活動を通じて、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止に努めます。
③	福祉サービスの円滑な提供	介護保険事業、障がい福祉事業、子育て支援事業など、各分野において行政が提供するサービスについては、分野別計画で掲げた目標事業量が達成できるよう、円滑なサービス提供に努めます。
④	サービスや支援の総合化	地域包括支援センターを中心に、介護予防事業の推進、相談窓口機能の強化を図るとともに、地域ケア会議などを活用し、福祉サービスへのニーズを反映した総合的なサービス提供と支援体制づくりに努めます。
⑤	サービス提供事業者の質の向上	事業者のケアマネジャーに対して、研修などを通じて適切なサービスが提供できるよう支援していきます。
⑥	社会参加と就労支援	年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、社会参加と経済的自立ができるよう、勤労者福祉についての広報、啓発に努めます。
⑦	地域包括ケアシステム ⁵ の実現に向けた取り組み	地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障がいのある人や子どもを含む地域のすべての住民のための仕組みであり、すべての住民の関わりにより実現することを認識し、地域住民への意識づけに積極的に取り組み、社会全体の運動につなげていけるよう努めます。

⁵ 住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと



施策の方向	内 容
⑧ 生活困窮者等の自立支援	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度を、広くわかりやすく周知するとともに、福祉・税・水道等の役場内の各部署をはじめ、民生委員・児童委員などの幅広い関係者との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。
⑨ 当事者組織の支援	ひきこもり、発達障害、認知症、LGBT等により生きづらさを抱える当事者の組織づくりや活動を支援します。また、当事者が地域活動や協議の場に参加しやすい環境づくりに努めます。



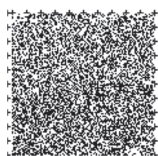
【基本施策2】子どもと育つ地域づくり

【町民や地域の取り組み】

- 次世代を担う子どもたちを地域全体で育成していきましょう。
- 子育て経験を活かし、子育て支援活動に参加しましょう。
- 育児の悩みや不安は自分ひとりで抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	育児支援	地域で行う子育て支援活動を支援するとともに、育児不安の解消、子育て支援サービスの提供など、関係団体やボランティアなどと連携し、ニーズにあった支援を行います。
②	身体と心の健康づくり	学校保健の充実やスクールカウンセラーによる児童・生徒の相談体制を充実するとともに、青少年カウンセラーや地区育成会との連携を強化していきます。
③	青少年の育成支援	青少年が子どもクラブやスポーツ少年団、青少年育成昭和町民会議などの活動を通じて、ボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
④	障がいのある子どもたちへの支援	障がいのある子どもたちが、身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、体制の整備とともに、発達障がいに対する理解、啓発を行い早期発見・早期支援が行えるようにします。
⑤	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭などへの既存の福祉施策の有効活用や医療費・保育料などの負担軽減、相互交流などを通じて自立を促進します。
⑥	児童虐待防止への対応	行政、児童相談所、教育委員会、民生委員、児童委員が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。



【基本施策3】相談体制の充実

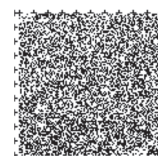
【町民や地域の取り組み】

- 悩みごとは家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、地域でも相談できる相手をつくりましょう。
- 日頃の地域活動等を通じて、民生委員・児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。
- 支援を要する世帯に対して、見守りや声かけ運動を行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や行政へ連絡することを心がけましょう。
- 民生委員・児童委員は、町民から受けた相談は行政につなげましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	心の健康相談	思春期や中高齢期の心の健康やストレス管理に関する相談、指導体制を医療機関と連携し、専門の相談員の確保を図り、実施していきます。
②	関係機関の連携	障がい者相談支援センターや、民生委員・児童委員との連携を図りながら、障がい福祉ニーズを把握します。
③	相談窓口に関する情報提供	地域包括支援センターをはじめ、役場内には様々な相談窓口があります。町民の抱える悩みや問題に対応するために、各種相談窓口を案内するとともに、相談に対応する職員の資質向上に努めます。
④	相談体制の充実	多様化する問題に対応するため、様々な分野において専門的な相談に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、多方面において専門機関との連携を図ります。
⑤	成年後見制度の利用促進	財産の取引や福祉サービスの利用などの各種手続きや契約に支援が必要な人に対して、成年後見制度の利用を促進します。
⑥	消費者犯罪被害防止	警察や関係機関と連携し、広報紙やホームページ、パンフレットなどで消費者被害防止に関する情報を提供するとともに、関係機関との連携による相談体制の強化を図ります。
⑦	自殺対策推進の取り組み	自殺への対策として、心の健康づくりに関する情報や知識の普及に努めるとともに、ゲートキーパー ⁶ の育成を推進します。
⑧	伴走型支援の推進	相談者を支援先につなげた後も、相談者への定期的な面談実施に加え、受入先の支援者と連携して相談者を継続的に支える伴走型支援を行います。

⁶ 家庭や地域、職場、学校など様々な場面で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと



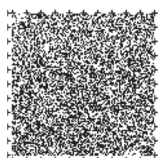
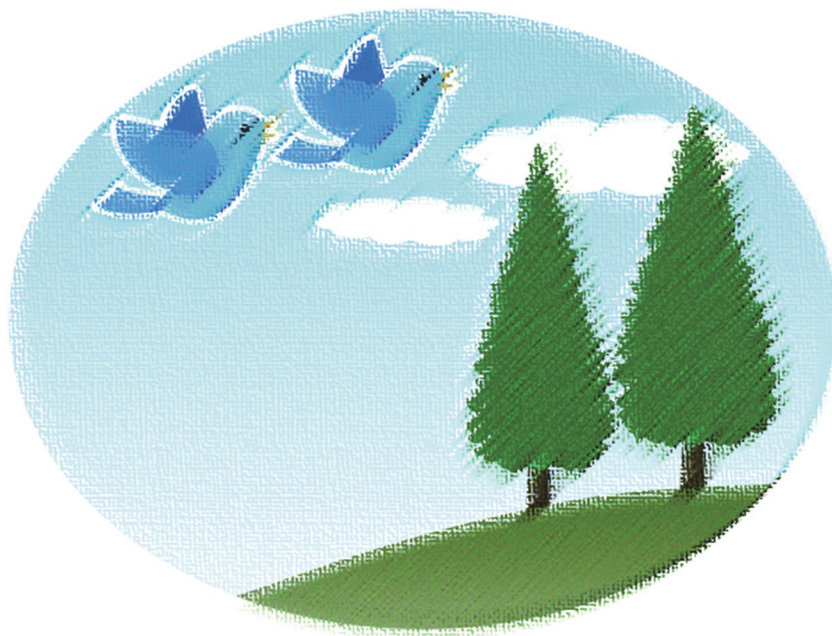
3. 【基本方針3】参加しやすい仕組みづくり

【現状と課題】

地域で支え合う体制づくりには、町民一人ひとりの地域への関わりを深めていくことが重要です。アンケート調査では、地域の活動に参加していない理由として「忙しくて時間がないから」という回答に加えて「声がかからないから」という回答も多くみられました。また参加への意向については「どちらかといえば参加したい」という回答も多くなっており、地域での積極的な声かけや勧誘によって地域との関わりを持つ人の増加が見込まれると考えられます。一方で、地域の中で町民としてできることについての回答では、地域活動に積極的に参加する年齢層は高齢層が多くなっている傾向があり、若年層への働きかけの必要性が感じられます。

またボランティア活動への参加については、ボランティアコーディネーター⁷の育成や、活動を行う際に集まれる場の提供など、町民がボランティアに参加しやすい環境づくりが求められます。

⁷ 市民のボランティア活動を促進するため、ボランティア団体やNPOと市民をつなぐ役割の人のこと



【基本施策1】 情報提供機会の充実

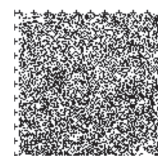
【町民や地域の取り組み】

- 町の広報紙やホームページなどをよく読み、行政が発信する情報に関心を持ちましょう。
- 暮らしやすい地域となるよう、自分の得た地域生活で役立つ情報は、他の人にも提供し、必要な情報の共有化を心がけましょう。
- 外国人や高齢者、障がいのある人など困っている人がいたら、声かけ、手助けをしましょう。
- 地域の中でサービスが必要な人がいたら、民生委員・児童委員と協力して行政サービスの情報を教えてあげましょう。
- 事業者や団体も積極的に情報発信をしましょう。
- 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。
- 情報提供における個人情報保護をしましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	広報紙やホームページの活用	子どもから高齢者、また障がいのある人にもわかりやすい広報紙面やわかりやすいホームページの作成に努めます。また、従来の広報媒体以外にも、SNS ⁸ 等の新しい媒体の活用も検討し、福祉サービスなどの情報提供をわかりやすく、かつ継続的に実施していきます。
②	伝わりやすい情報媒体の検討	従来からの広報誌に加えて、SNS等の新しい媒体の活用も検討し、福祉サービスなどの情報提供をわかりやすく、かつ継続的に実施していきます。
③	出前講座、地域説明会の充実	各区からの要請に応じて、保健や福祉の分野の事業や制度などについて、町職員による出前講座や地域説明会を開催します。
④	在住外国人への対応	外国人との交流活動を支援し、交流を支える住民のボランティア活動を促進するとともに、外国語表記のホームページや、主要な公共施設などの説明や案内表示の整備を充実します。

⁸ ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと



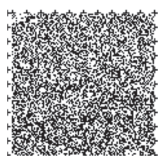
【基本施策2】 ボランティア意識の普及・定着

【町民や地域の取り組み】

- 困っている人への声かけや必要とする手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。
- ボランティア活動に関心のある人は、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、実際に活動していきましょう。
- 長年ボランティア活動に携わっている人は、今まで培った知識経験を後進に伝え、その活動が地域の中で長くかつ活発的に行われるよう支援しましょう。
- 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所など、あらゆるところに活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。
- ボランティア団体は、団体の活動内容などについて積極的に情報発信していきましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	学校などとの連携	地域の各種団体と学校や保育所、児童館との連携を図り、ボランティア活動や体験活動の充実と普及・啓発を推進します。
②	地域ボランティアへの支援	地域で活動しているボランティアなどに対して、活動への助言、相談、運営などの支援を行います。
③	町民主体の活動支援	町民や地域からまちづくりの課題や提言、アイデアを公募するなど、町民が地域課題の提案から解決方法の検討まで関わるができるよう、意見交換会などの機会を設けます。
④	企業との連携	地域の企業を対象に地域活動に関する情報を提供することで、従業員のボランティア参加や地域との交流を促進します。
⑤	ボランティア活動への参加促進	広報誌やホームページを活用し、ボランティア活動の普及啓発に努め、ボランティア活動への参加を促進します。
⑥	ボランティアコーディネーターの育成	ボランティア活動を指導するボランティアコーディネーターを育成します。
⑦	市民や団体などの活動主体が集まれる場の提供	さまざまな福祉活動団体、NPO法人、ボランティアグループなど、ボランティア活動をしようとする市民・団体が、気軽に相談し、集まれる環境をつくれます。



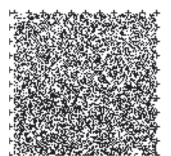
【基本施策3】地域福祉活動の育成

【町民や地域の取り組み】

- いきいきふれあいサロンの活動を活発化させ、交流の機会づくりを行いましょう。
- 社会福祉協議会の活動に関心をもち、活動に参加してみましょう。
- ボランティア団体は地域で活動している団体と連携、情報交換を積極的に行いましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	福祉ニーズの把握	地区ごとに活動しているいきいきふれあいサロン活動などを通じて、地区ごとに地域福祉ニーズを把握し、民生委員・児童委員や地域団体、関係機関などと連携を図り、各種制度やサービスに反映できるようにしていきます。
②	昭和町社会福祉協議会の機能強化の支援	社会福祉協議会が行っている事務事業を見直し、組織の効率的運営に努めるとともに、地域福祉の推進役としての役割を担えるよう、社会福祉協議会の独自事業への支援、機能強化の支援に努めます。
③	町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営支援	社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターの活用を促進するため、広く町民に周知するとともに、ボランティア活動のコーディネート機能の充実が図れるよう支援します。
④	団体間の連携強化	ボランティア団体だけではなく、町内で活動する各種団体、NPO法人、福祉サービス提供事業者など相互の連携を強化してきます。
⑤	民間企業等の地域貢献促進	民間企業等の施設や設備、専門的な知識や技術を持つ人材などを、地域福祉活動を進める上での資源として活用できるよう働きかけ、民間企業等の地域貢献を促進します。
⑥	地域課題と福祉活動のマッチング	さまざまな福祉活動団体、NPO法人、ボランティアグループなどの多様な市民活動と地域課題をマッチングさせ、福祉の視点から地域課題の解決を図れる福祉活動を促進します。



【基本施策4】参加の場づくり

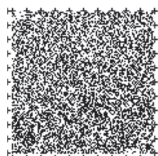
【町民や地域の取り組み】

- 地域の人や友人と誘い合って講座や教室に参加しましょう。
- 地域福祉活動の拠点として、公共施設や地区公会堂など積極的に活用しましょう。
- 施設の修繕などについて、危険箇所など修繕が必要なところがあれば行政に伝えていきましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	生涯学習機会の充実	町で開催した講座や教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営を支援します。
②	参加しやすい環境づくり	学校や地域、関係団体などとの連携により、身近な地域で芸術、文化活動、スポーツやレクリエーションを体験できる機会を提供します。
③	外国人参加の促進	町内在住の外国人に対して、地域での行事や活動への参加を働きかけるなど、地域での交流機会の拡充を促進します。
④	活動拠点の整備	町内にある既存の公共施設(グラウンド・体育館・総合会館など)については、ボランティア活動、保健活動など地域活動の拠点として利用されるよう、計画的な維持補修に努めるとともに、町民が利用しやすいよう、利用方法などについて広報誌やホームページなどで周知していきます。
⑤	子育て支援施設の整備	児童館については、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流機会の場として利用されるようにしていきます。また、子どもが利用する施設や場所については、防犯に配慮した施設整備に努めます。
⑥	福祉施設の整備・充実	町民のニーズを勘案し、整備が必要な施設については事業者の積極的な参入を促します。
⑦	多様なつどいの場づくりの推進	高齢者や児童、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる多様なつどいの場づくりを進めるとともに、ICT ⁹ の活用など新たなつどいの場の形についても検討します。

⁹ Information and Communication Technology の略で、情報処理および通信技術を総称する用語。日本語では情報通信技術などと訳される



4. 【基本方針4】安心して地域で暮らせる環境づくり

【現状と課題】

本町は釜無川扇状地に位置しており、大規模地震における液状化の発生、また釜無川の氾濫による洪水被害などが懸念されています。

行政の役割の第一義は住民の生命を守ることにあります。「減災」の考え方の上に立った災害への備え、また災害発生時の避難所運営など町民への災害支援が重要な役割となります。併せて、高齢者や障がい者など、災害弱者（要支援者）と呼ばれる自力での避難が困難であったり、情報の収集に配慮を要したりする方々のニーズに対応した支援や、福祉避難所開設・運営の準備も行政の重要な役割となります。

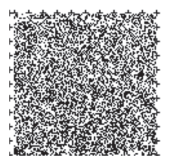
アンケート調査では、災害時に最も重要なこととして「行政の防災対策の充実」に加えて「近所の助け合い」との回答が多くなっていました。住民の意識でも地域の共助による防災対応が重要であると認識されていることが分かります。近所に暮らす世帯の内訳を把握し、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、災害時・緊急時に支援が必要な方がいることを確認しておくことが重要です。

バリアフリーに代表されるユニバーサルデザイン化については、新規で建設される公共建築物では十分に考慮された設計が図られています。しかし、現状では、道路や鉄道、バスなどの公共交通機関・公共施設におけるバリアフリー化はいまだ十分とはいえません。高齢者や障がいのある人、子どもなど、幅広い年齢層の方が利用するこれらの施設については、バリアフリー化をさらに進め、ユニバーサルデザインの考え方を普及、定着させていくことが必要です。

【基本施策1】地域の安全確保

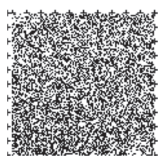
【町民や地域の取り組み】

- 日頃から「自分の身は自分で、自分の地域は自分たちで守る」という意識をもちましょう。
- 出かける際の近所への声かけや、行き交う人とのあいさつなど、声をかけ合うことで犯罪防止に努めましょう。
- 地域で行われる防災訓練に参加しましょう。
- 災害時に必要な食糧、飲料水、生活必需品を日頃から常備しておきましょう。
- 自分の身の回りにいる災害時に支援が必要となる人を把握しておきましょう。
- 災害時に支援が必要な人は、平常時から周りの人に支援を要請しておきましょう。
- 子どもの登下校時のパトロールやひとり暮らしの高齢者の見守りなど、自主的な交通安全・防災・防犯運動を展開し、地域で見守る体制づくりを進めましょう。
- 不審者を見かけたら、近隣で声をかけ合って追放できる体制をつくりましょう。
- 自治会や民生委員・児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。
- 防災の知識普及のため、高齢者や障がいのある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。



【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	子どもの安全確保	子どもへの声かけ運動や巡回パトロールなどを継続し、不審者情報システムの構築など警察やボランティアの協力を得ながら、子どもが安全に遊び学ぶことのできる環境づくりを推進します。
②	防犯体制の強化	防犯団体や自治会、学校、PTAなどと連携し、地域での防犯パトロール、「こども110番の家」の設置、周知を図ります。
③	交通安全の推進	学校、保育所、いきがいクラブ、自治会などと連携し、町民に対する交通安全教室を実施し、交通マナー向上を啓発していきます。
④	救急医療体制の充実	救急医療センターと連携し、救急患者の受け入れ体制が整備されたことを受けて、今後は町民に対して救急処置に対する知識の普及を図っていきます。
⑤	防災・減災対策の推進	災害による被害は事前の備えによって防げる、減らすことができることを町民に周知し、防災・減災意識の向上を図るとともに、防災訓練の実施や、地域ごとの自主的な防犯活動を支援します。
⑥	避難行動要支援者対策	災害対策基本法の改正(内閣府、令和3年5月)により、市町村は、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成に取り組むことが努力義務とされました。個人情報に留意するとともに、避難行動要支援者の安全確保に資する計画作成に努めます。
⑦	多様な担い手による地域の見守り活動の促進と強化	子どもの健全育成や犯罪防止、社会的孤立の防止、認知症高齢者の見守りや早期の支援に繋げるため、昭和町社会福祉協議会や自治会、警察、事業者等と連携し、地域における幅広い見守り活動を進めます。
⑧	災害ボランティアセンターの充実	災害時には災害ボランティアセンターを速やかに設置できるよう、日頃から災害ボランティアやNPO法人、企業、商店、その他支援者・団体の情報や支援の受け入れ体制の整備を進めるとともに、災害ボランティアの登録、養成の準備を進めます。
⑨	福祉避難所の設置準備	福祉避難所の認知度向上を図るとともに、福祉避難所や福祉施設での災害時における課題の整理、要援護者・外国人・性的マイノリティの方・アレルギーをお持ちの方など、配慮を必要とする人たちの多様なニーズへの対応等について検討を進めます。



【基本施策2】ユニバーサルデザインの推進

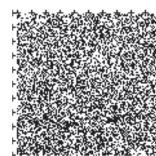
【町民や地域の取り組み】

○バリアフリー化が必要な箇所について意識を持ち、必要に応じて行政に提言を行いましょう。

○新規の施設については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れましょう。

【行政の役割】

施策の方向		内 容
①	安全な歩行空間の整備	道路の段差解消や通学路の歩車道の分離、交通量の多い道路への信号機、横断歩道の設置など、交通安全対策に配慮した歩行空間の整備に努めます。
②	公共交通機関のバリアフリー化の推進	駅舎や路線バスの低床化などについては基本的に交通事業所（バス事業所・鉄道事業所など企業側）が行う事業ですが、それぞれの事業に対して、県と連携し、駅やバス停の段差の解消、スロープの設置などバリアフリー化について、交通事業所に要請していきます。
③	公共施設のバリアフリー化の推進	町が新たに建設する公共施設についてはユニバーサルデザイン、バリアフリーを考慮した構造、整備などを図ります。既存の施設に関しては、「山梨県幸住のまちづくり推進指針」に基づき、障がいのある人、ない人が不安を感じる箇所、必要なものが欠如している箇所の確認を行い、緊急性が高く、可能なものから順次改善していきます。
④	情報のバリアフリー化の推進	障がいのある人の情報入手機会を確保するため、点字や手話通訳を養成するとともに、声の広報を配布するなど情報のバリアフリー化に努めます。

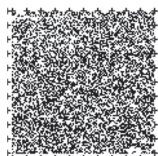


【基本施策3】感染症対策の推進

【町民や地域の取り組み】

- 新型コロナウイルス感染症に代表される感染症に関する情報や正しい知識の取得に努め、感染症予防に努めましょう。
- オンラインコミュニケーションを活用するなど、感染症対策に有効な新たな方法を検討しましょう。

施策の方向		内 容
①	感染症に対する情報発信	感染症に対する適切な情報や感染拡大防止のための対策マニュアル等の情報を提供し、感染予防の周知啓発を推進します。
②	オンラインコミュニケーションの検討	パソコンや携帯電話、スマートフォンなどICTの活用による、新たなコミュニケーションの仕組みを検討します。



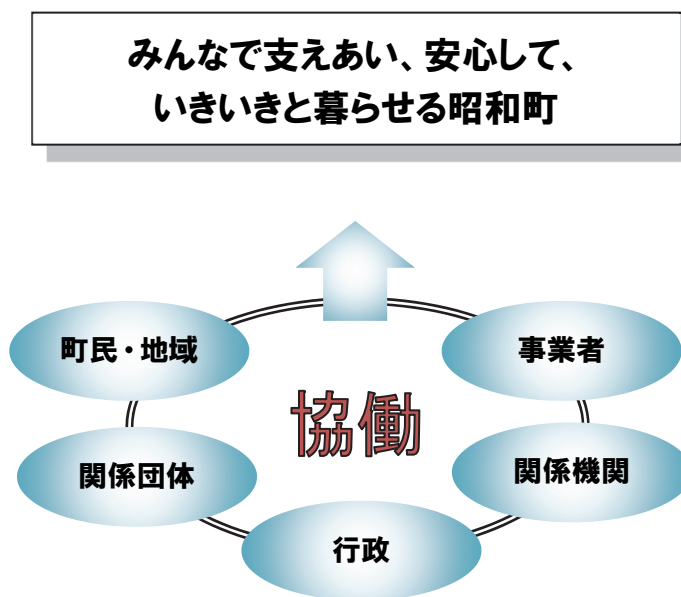
第7章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、町民、地域、行政の協働により様々な事業、取り組みを進めていく必要があります。

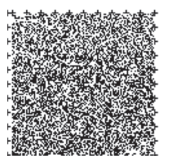
地域福祉推進を担う町民、地域は、本計画書に掲載してある「町民・地域の役割」を心がけ積極的に取り組めるよう、計画の周知に努めます。関係機関、団体とは今後も連携を強化し、活動を支援していきます。また、昭和町社会福祉協議会は地域福祉推進の中心的な役割を担う団体であり、行政と連携して実施していく事業も多くあることから、連携・協力していきます。

計画の目指す姿（基本理念）



2. 計画の普及・啓発

本計画の内容については、概要版の配布により町民に対して広く周知を図ります。また、町ホームページにも計画内容を掲載し、地域福祉に対する理解と参加を推進していきます。



第8章 資料編

1. 昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱

平成17年7月1日訓令第9号

(設置)

第1条 昭和町総合計画における基本構想に即し、健康で心かよう福祉の町づくりを目指す施策に関する基本的な方針を策定するため、昭和町厚生事業計画策定懇話会(以下「厚生懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 厚生懇話会は、厚生関係の各種計画の策定に当たり基本構想及び事業計画に関して意見を集約し、町長への提言を行う。

(組織)

第3条 厚生懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから委員を選出し、町長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 福祉関係団体代表
- (3) 保健関係団体代表
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 地域住民代表

2 前項の委員の属する組織の構成に異動があった場合は、速やかに委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 厚生懇話会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 懇話会の委員の任期は、計画策定の完了をもって終了する。

(会議)

第6条 厚生懇話会は、必要に応じて会長が召集する。

(専門研究会)

第7条 厚生懇話会の下に、策定しようとする計画の趣旨に応じて、具体的かつ重点的に検討を行うため、専門研究会(以下「研究会」という。)を置くことができる。

2 研究会へ参加する委員の選出に当たっては、すでに設置されている他の研究会に選出されている委員について、できる限り重複を避けるよう配慮するものとする。

3 研究会には、専門的意見及び町民の意見等を反映させるため必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 厚生懇話会の庶務は、計画策定を行う主管課において処理する。

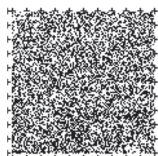
附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(訓令の廃止)

2 昭和町高齢者保健福祉・介護保険事業懇話会設置要綱(平成11年昭和町訓令乙第1号)及び昭和町障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年昭和町訓令甲第13号)は、廃止する。

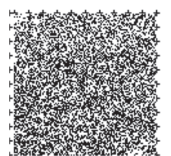


2. 昭和町厚生事業計画策定懇話会委員名簿

(順不同 敬称略)

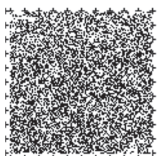
	団体名	役職	氏名
福祉関係団体代表	民生委員・児童委員	会長	田中 憲治
	いきがいクラブ連合会	連合会長	有賀 恵藏
	赤十字奉仕団	委員長	篠原 頼子
	社会福祉協議会	事務局長	秋山 高一郎
団体代表 保健関係	食生活改善推進員会	会長	鮎川 寛子
学識経験者	交通安全指導員	顧問	笹本 哲翁
	女性団体連絡協議会	会長	秋山 みよし
地域住民代表	区長会	代表	薬袋 隆司
	青少年育成推進員	会長	堀内 三男
	昭和町ボランティアグループ	代表	二宮 一英

※役職は当時の役職です。



3. 計画策定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容
令和4年7月6日	第1回 昭和町第4次地域福祉計画策定懇話会	1. 委嘱状交付 2. 地域福祉計画について 3. 昭和町地域福祉計画策定スケジュールについて 4. 地域福祉推進のためのアンケート調査について
令和4年8月10日 ～8月22日	アンケート調査実施	1. 発送数:2,003 2. 回収数:1,120 3. 有効回収率:55.9%
令和4年11月9日	第2回 昭和町第4次地域福祉計画策定懇話会	1. アンケート調査結果について 2. 計画の体系(案)について
令和4年12月21日	第3回 昭和町第4次地域福祉計画策定懇話会	1. 地域福祉計画の素案について
令和5年2月8日 ～2月28日	パブリックコメント実施	



昭 和 町

第4次地域福祉計画

令和5年3月

発行:昭和町役場 福祉介護課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

電話:055-275-8784 / FAX:055-275-4817

